

2023(令和5)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】

※ 「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。
※ 「進捗」の☆の数の意味は、次のとおりです。
☆☆☆☆：想定以上、☆☆☆：想定どおり、☆☆：想定以下（特に改善を要しない）、☆：想定以下かつ要改善

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和5年度決算額(千円)	令和5年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					②環境・社会・経済の統合的向上				
							取組指標	実績	評価			①中長期的かつ世界的な視野	外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
Ⅰ 脱炭素・省エネルギー社会の構築																
1-1	気候危機の認識共有の促進	継続	あらゆる主体に対して気候危機の認識の浸透を図ること。	気候危機であることを府民にわかりやすく情報発信するなど、気候変動対策に対する国や府と府民・事業者が気候危機の認識を共有し、各主体が一体となって行動していくための意識改革の取組を推進しました。 具体的には、府民・事業者・行政が連携協力して気候変動対策を推進する体制づくりやおおさかゼロカーボンシティ連絡会の開催など、脱炭素化に向けた意識をあらゆる主体が共有し、各種取組の検討・推進を図りました。	13	—	・おおさかゼロカーボンシティ連絡会 ・会議の開催回数 2回	・おおさかゼロカーボンシティ連絡会 会議の開催回数 2回	☆☆☆	ゼロカーボン連絡会を設置し、会議において情報交換を行う等、府内市町村との連携体制を構築することができました。	引き続き、府内市町村との積極的な情報交換、協力・連携体制の構築に努めていきます。	○			◎	
1-2	おおさかスマートエネルギー協議会	継続	おおさかスマートエネルギープラン(2021年3月策定)に基づき、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等、あらゆる関係者と情報を共有し、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上等に向けた取組を推進すること。	府内における再生可能エネルギーの普及拡大等に関する課題について情報共有や意見交換を行う全体会議と、個別具体的な課題について議論する部門別会議を開催しました。	7 13 14	1,152	・会議の開催回数 5回	・会議の開催回数 3回	☆☆☆	目標の開催回数に対して実績が下回りましたが、会議では中小事業者の脱炭素化に向けた取組等について各主体が情報共有・意見交換することができました。	引き続き、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等あらゆる関係者と情報交換や意見交換を行い、エネルギー問題に取り組んでいきます。	○		◎	○	
1-3	地域温暖化防止活動推進員機能強化事業	終了	地球温暖化防止活動推進員の地域での主体的な啓発活動を推進するとともに、環境に関心の低い府民に対しても効果的な啓発を実施できるよう、情報伝達の場や手段を活用できる人材を獲得、育成すること。	ライフスタイルの変革に寄与する事業活動分野(エネルギー小売、住宅、自動車、家電、金融商品、衣・食に係る消費・廃棄)において、府民と接する営業担当者等に温暖化対策に係る正しい知識を習得してもらい、事業活動等において府民(消費者)に温暖化対策の適切な説明を行える人材を獲得・育成しました。	4 6 7 11 12 12 13 14 15 17	2,739	・養成講座の開催 3事業分野×2回	・養成講座の開催 3事業分野×1回	☆☆	目標の講座回数に対して実績が下回り、想定どおりの進捗とはなりませんでしたが、講座ではリフォーム、家電、金融の各事業活動分野において、養成講座を実施し、温暖化対策の適切な説明を行える人材を育成することができました。	本事業は2023年度までであるため養成講座は実施しませんが、研修等を通じて引き続き推進員の育成に努めます。	○	◎		○	
1-4	府庁の率先行動	継続	府自らの事務・事業により発生する温室効果ガスの排出削減を推進すること。	「ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン(2021年3月改定、2023年7月一部改定)」に基づき、府庁の事務事業により排出される温室効果ガス排出量を2030年度に45%削減(2013年度比)する目標の達成に向けて、環境マネジメントシステムの運用により、省エネ・創エネのさらなる推進、再生可能エネルギー由来の電気の活用、グリーン調達、エネルギー効率を意識した働き方の推進などに率先して取り組み、府民、事業者の取組をけん引しました。	7 12 13	41	・エネルギー消費量の削減 ・温室効果ガス排出量の削減	(2023年度実績) ・エネルギー消費量の削減 前年度比0.1%削減 ・温室効果ガス排出量の削減 前年度比5.4%削減(速報値)	☆☆	再生可能エネルギー100%電力の調達を、大手前庁舎で実施しました。 また、省エネ効果により、各所属における環境マネジメントシステムに基づく省エネ等の率先行動を促進することができました。 エネルギー消費量削減の前年度比が0.1%であったことから、さらなる省エネに取り組めます。	引き続き、各所属において、環境マネジメントシステムに基づき、取組を実施するとともに、監査対象所属に対して省エネアドバイス等も併せて実施するなど、府庁における率先行動をさらに促進します。	○	◎	◎	◎	○
1-5	府有施設における再生可能エネルギー電気の調達	継続	2050年までに府内における二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、地域のモデルとなるよう率先して排出削減に取り組むため、府有施設で使用する電気を再生可能エネルギー100%電気に切り替えること。	府有施設の温室効果ガス排出量の約52%は電気の使用によるものです。電気を再生可能エネルギー100%に切替えることで温室効果ガス排出量の削減が可能であることから、庁舎等で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行いました。	7 12 13	—	・庁舎等における再生エネ電気への切替えについて、電気調達を取り巻く状況等を踏まえながら、対象施設の拡大に向けて取り組む。	・大手前庁舎(本館、別館及び大阪府公館、分館6号館等7施設)で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行うことにより、約1,900t-CO2の温室効果ガス排出量を削減	☆☆	環境農林水産部3施設は、入札不調により導入を見合わせ、大手前庁舎のみ継続実施しましたが、2024年度は再生可能エネルギー電気の調達は再開しました。	電気調達を取り巻く状況を踏まえて対象施設等を検討していきます。	○	○	◎	○	
1-6	ESCO事業の推進	継続	建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。	「新・大阪府ESCOアクションプラン(2015年2月策定、2020年3月改正)」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図りました。ESCO事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進しました。 また、「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけると共に、説明会等の場も活用し、民間建築物へもESCO事業の普及促進を図りました。	7 9 11 12 13 17	252	・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2022年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施 (大阪府新別館(北館・南館)、大阪府税事務所4施設) ・大阪府市町村ESCO会議の開催 1回程度	・1事業3施設(高等職業技術専門学校2校、青少年海洋センター)において新規公募を実施し、事業者を決定 ・2022年度事業者選定施設(大阪府新別館(北館・南館)、大阪府税事務所4施設)においてESCO改修工事を実施 ・6月に「大阪府ESCO提案審査会」にて、「新・大阪府ESCOアクションプラン」の進捗について評価 ・2月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催	☆☆☆	概ね想定通りに実施しました。	今後も引き続き、ESCO事業の府有施設への導入拡大や府内市町村・民間ビルへの普及啓発を図ります。	○	○	○	○	
1-7	環境学習における省エネ等行動変容促進ツール開発事業	新規	児童一人一人が関心を持ち、学校や家庭での省エネ等を主体的・継続的に実践できるよう促していくこと。	学校や家庭での省エネ等の行動変容のさらなる促進を図るため、学校のみならず、家庭でも活用できる電子版学習ツールや指導者向けの活用の手引きを作成しました。	7 11 12 13 14	4,549	・効果検証を行う協力校の選定と協力校での試行実施	・協力校(3校)におけるヒアリングの実施 計4回 ・協力校(1校)における授業での活用の試行 計2回	☆☆☆	概ね想定通り実施しました。	引き続き、作成したツールを有効に活用していくために、広く周知を図り、大阪府「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進します。	○	◎		○	
1-8	脱炭素化に向けた消費行動促進事業	継続	府民等に対して、身近な食品分野での脱炭素化に向けた消費行動を促すため、生産者が簡単に算定できる大阪版カーボンフットプリント(CFP)算定手法を活用した普及啓発の確立・定着を図ること。	大阪産(もん)や有機農産物の普及取組とも連携し、大阪版CFP算定手法を活用した大阪産農産物へのラベル表示等による普及啓発を本格実施しました。また、同手法の算定対象分野を拡大し、農産物加工品や容器包装への展開を図りました。	12 13	9,977	・有識者検討会議 3回 ・ラベリング表示の実施 農水産物等30品目	・有識者検討会議 3回 ・ラベリング表示の実施 農産物等23品目	☆☆☆	大阪産農産物のカーボンフットプリントを算定・表示する方法を3回の有識者検討会議を踏まえて検討し、算定方法の確立と表示ラベルの作成を行いました。	算定可能品目を拡充し、イベントや店舗等での実証機会を増やすことを検討し、実施します。 また、カーボンフットプリントをより広く周知していくための取組を実施し、さらなる普及強化に努めます。	○	◎	○	◎	
1-9	環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業	継続	府民の日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくこと。	幅広い業種・業態の事業者がポイント付与を行う際に役立つガイドライン(案)を作成・活用し、取組規模を拡大するとともに、脱炭素ポイント原資充当金の支援を実施しました。	7 11 12 13 14 15	18,839	・制度の運用枠組みをまとめたガイドライン(素案)の作成 ・脱炭素ポイントを付与する商品・サービスを拡大するための補助事業 12者程度	・ポイント付与事業者11社による脱炭素ポイント付与の実施 ・脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム会議 4回	☆☆☆	ポイント付与事業者11社で、脱炭素ポイント付与を実施するとともに、22社・団体による脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム会議を運営することができ、概ね想定通りに実施することができました。	今後、脱炭素ポイントを付与する制度のガイドライン(案)を完成するなどし、制度の普及を図ります。	○	◎	○	◎	○

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和5年度決算額(千円)	令和5年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係					
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上				
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化	
1-10	大阪産(もん)を活用した脱炭素化推進事業	新規	府内で大阪産(もん)の消費拡大を図るとともに、脱炭素社会の実現をめざすこと。	「Osaka AGreen Action」の一環として、CFPラベル表示商品の普及等を通じて、府民に改めて地産地消を啓発し、脱炭素消費行動を促進するとともに、大阪産(もん)の需要拡大を図るためのイベントを、集客力の高い場所で開催しました。併せて、プラごみ削減等の一体的な啓発に取り組みました。 ※「Osaka AGreen Action」:「食」とそれを支える「農とみどり」の分野で今すぐできる行動に、生産者・販売事業者・消費者等が一体的に取り組むこと。	12 13 14 15 17	11,319	・大阪市内中心部でのイベント実施 2回	・「大阪産(もん)フェスタ2023」 2023年5月20日から6月4日 (うち「大阪産(もん)マルシェ」5月27日・28日 来場者数 約26,000人) ・「Welcomingアベノ・天王寺 おおさかもん祭り～Road to EXPO 2025～」 2023年11月11日・12日 来場者数 約55,000人	☆☆☆	府域で大阪産(もん)の消費拡大と脱炭素社会の実現をめざすため、地産地消、脱炭素消費行動、プラごみ削減等の一体的な啓発イベントを集客力の高い場所で開催することができました。	次年度以降も、府域で大阪産(もん)の消費拡大と脱炭素社会の実現をめざすため、地産地消、脱炭素消費行動、プラごみ削減等の一体的な啓発イベントを集客力の高い場所で開催します。	○	◎	○	○	○	
1-11	ZEHの普及促進	継続	住宅における省エネ・再エネ導入の推進のため、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を図ること。	環境面だけでなく、健康や快適性及び防災面の向上などのZEHの多面的メリットを広く啓発するため、住宅展示場でのZEHリーフレットの配布やハウスメーカー等と連携したZEH宿泊体験事業等を実施しました。	7 13 14	—	・ZEHの多面的なメリットを伝えるセミナー等の実施 ・ZEHの宿泊体験のできる場の創出など	・メディアやイベントを通じた広報の実施 6回 ・ZEH宿泊体験数 25組	☆☆☆	概ね想定通りであり、ZEHの普及、認知度向上に貢献することができました。	第6次エネルギー基本計画における政府目標の達成に向けて、ZEHの普及啓発に取り組めます。	○	◎	○	○		
1-12	脱炭素経営宣言促進事業	新規	新たに脱炭素経営宣言登録制度を創設し、事業者における脱炭素経営を促進すること。	脱炭素化を促進するセミナーの開催を通じて脱炭素経営宣言登録制度の周知を行うとともに、商工会議所や地域の金融機関等の関係機関と連携して、事業者への働きかけを実施しました。脱炭素経営宣言を行った事業者には「脱炭素経営宣言登録証」を発行するとともに府HP等により広くPRするとともに、排出量の見える化や補助金案内などの各種支援を行いました。	7 9 12 13	4,851	・脱炭素経営宣言登録事業者 800者	・脱炭素経営宣言登録事業者 6,626者	☆☆☆☆	金融機関等の関係機関と連携し、脱炭素経営宣言登録制度を効果的に周知した結果、目標を大幅に超える6,000者以上の事業者が宣言を実施しました。	引き続き、関係機関と連携して事業者の脱炭素経営を促進します。	○	◎	◎	◎		
1-13	気候変動対策推進条例に基づく事業者の取組の促進	継続	エネルギー多量使用事業者(特定事業者)等の温室効果ガスの排出削減を促進すること。省エネの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大やサプライチェーン全体での取組等を促し、脱炭素経営の浸透を図ること。	特定事業者(約1,000事業者)に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行いました。また、2022年3月に改正した気候変動対策推進条例に基づき、特定事業者による届出制度の強化を図りました。 さらに、より多くの事業者による対策状況の把握及び計画的な取組を促すため、特定事業者以外の事業者も任意で届出できる制度及び府がその内容を評価する制度の運用を開始しました。初年度は約50事業者から届出があり、必要な指導・助言を行いました。本制度と合わせて、商工会議所や地域金融機関と連携し、事業者による脱炭素経営を支援する各種メニューを提供することで、積極的な届出の活用及び意欲的な排出削減につなげました。	7 9 11 13 14	1,402	・計画推進に係る事業者説明会 1回	・計画推進に係る事業者説明会 特定事業者 1回 特定事業者以外 2回	☆☆☆☆	2022年3月に改正した大阪府気候変動対策推進条例に基づき、全てのエネルギーを多量に使用する事業者等(特定事業者等)が新たな対策計画書を作成することとなるため、説明会等を実施し、適正な対策計画書が作成できるよう、指導・助言を行いました。また、特定事業者等に対して、立入調査を行う際に、省エネの専門家を同席させ省エネアドバイスを実施しました。	特定事業者等に対する届出内容を説明する機会を設け、制度の浸透を図るとともに、さらなる事業者による排出量削減に向けて削減取組を促していきます。	○	◎	◎	◎		
1-14	クレジットを活用した事業者による脱炭素経営促進事業	新規	府内事業者によるCO2削減分をクレジット認証するスキームを構築し、万博への寄附につなげることで府内事業者による意欲的な対策を促進するとともに、万博以降も対策を継続することによる脱炭素経営の浸透を図ること。	府内事業者によるCO2削減対策の実施状況の情報収集、クレジット化及び万博への寄附に関する意向調査を行った上で、プログラム型認証によるJ-クレジット認証手続き(方法論の選定、プロジェクトの申請・登録等)を行いました。	7 9 13	36,034	・方法論認証件数 5件	・方法論認証件数 5件	☆☆☆	府内事業者への意向調査・情報収集を行い、5つの方法論についてプログラム型認証によるプロジェクトの登録を行うことができました。	認証をうけた5つの方法論について、府内に事業所を持つ事業者を対象に本プロジェクト参加者を募り、参加者毎の削減データを適切にモニタリングし、一括してクレジット認証をうけます。 ※クレジット:省エネ・再エネ設備の導入等により実現できた温室効果ガス削減・吸収量を、定量化(数値化)し取引可能な形態にしたもの		○	◎	◎	◎	
1-15	サプライチェーン全体のCO2排出量見える化モデル事業	新規	サプライチェーン全体での排出量を見える化することで、効果的な脱炭素化の取組を促進し、府内の温室効果ガス排出量の削減につなげることで、また、万博を契機とした大阪製品の世界への発信等につなげることで、	万博会場等での利用が想定される品目を取り扱う事業者を対象に公募を行い、4事業者15製品においてサプライチェーン全体での排出量の見える化や削減のための改善策の提案をモデル的に実施しました。	7 12 13	33,099	・モデル事業 3事業者	・モデル事業 4事業者	☆☆☆☆	モデル事業者4社で、15製品においてサプライチェーン全体のCO2排出量を算定し、削減に向けた改善策を提案することができました。	新たにモデル事業者を募集し、算定と改善策の提案を実施します。 昨年度事業で構築した算定モデルの活用マニュアルを作成し、セミナーやワークショップを開催することで府内中小事業者等への水平展開を図ります。	○	◎	◎	◎		
1-16	省エネ・再エネ設備の普及啓発事業	新規	多種多様な設備導入等の事例を幅広く周知することにより、同業種・同規模の中小事業者身近なものに感じてもらうことで、中小事業者の脱炭素化の取組を加速させること。	2022年度「中小事業者の脱炭素化促進補助金」の交付を受けて設備導入を行った中小事業者に対し、脱炭素化に取り組むこととなった経緯や、取組内容、設備更新等の効果(CO2削減率、経費削減効果)などについて調査・取材を行い、収集した取組事例(13件)をとりまとめて、府HPコンテンツ及びリーフレットを作成し、府内中小事業者に広く発信しました。	7 13 14	3,267	・補助金採択事例のフォローアップ調査、リーフレット作成、HP作成	・省エネ・再エネ設備の導入モデル事例集の作成及びHP掲載	☆☆☆	補助事業で支援した多種多様な設備導入等の事例のうち優良なものをモデル事例として作成し、中小事業者に発信しました。	引き続き、中小事業者に対して省エネ設備更新や再エネ設備導入の普及啓発を行います。	○	◎	○	○		
1-17	中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援事業	新規	気候変動対策推進条例において、2023年度から対策計画書の任意届出制度が創設されたことを踏まえて、中小事業者(特定事業者を除く)における自律的な脱炭素化の取組を促すこと。	中小事業者(特定事業者を除く)が府へ届け出た対策計画書に基づいて実施する省エネ設備更新や再エネ設備導入の効果的な取組を支援するため、府が補助を行いました。	7 13 14	55,315	・補助件数:20件	・補助件数 37件	☆☆☆☆	中小事業者の自律的な脱炭素化の取組を後押しするため、省エネ設備更新や再エネ設備導入37件に対して費用の一部を補助しました。	引き続き、省エネ設備更新や再エネ設備導入の効果的な取組に対する補助を実施します。	○	◎	○	○		
1-18	中小事業者LED導入促進事業	継続	LED照明への更新に対する支援を行うことで、中小事業者の経営の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しすること。	中小事業者が既存の照明設備をLED照明へ更新するための設備費及び工事関連費の一部を補助しました。	7 13 14	1,992,249	・補助件数:850件	・補助件数 1,160件	☆☆☆☆	中小事業者の経営の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しするため、LED照明への更新1,160件に対して費用の一部を補助しました。	本事業は終了しますが、今後もLED照明への更新が進むように普及啓発を行います。	○	◎	○	○		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和5年度決算額(千円)	令和5年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					②環境・社会・経済の統合的向上				
							取組指標	実績	評価			①中長期的かつ世界的な視野	外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-19	建築物の環境配慮制度の推進	継続	建築主等による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図ること。	気候変動対策推進条例に基づき、延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築等しようとする者に対し、CO2削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示を義務付けています。 2018年度から2,000㎡以上の建築物(非住宅)及び10,000㎡以上で高さ60m超の住宅の新築等をする場合の省エネ基準への適合並びに全ての特定建築物について工事現場へのラベルの表示を義務付けており、これらについて、必要な指導・助言を行いました。 また、2022年度からは、府内における建築物のエネルギーの使用抑制に対する建築主の理解を促進するため、建築士が建築主への情報提供を行う努力義務を条例に規定、併せて、建築主が建築士に対して同様の説明を求める旨の努力義務についても、条例に規定する「建築物環境配慮指針」に追加しています。 なお、2023年度からは、複雑な制度について分かりやすく説明した啓発ツールを作成・活用し、市町村と連携した制度等の普及啓発を行っています。 さらに、特に優れた建築物の環境配慮の取組を行った建築主や設計者を府と大阪市内で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するとともに受賞者等による講演会を開催しました。	6 7 9 11 12 13 14 15	2,665	・「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 2施設4回程度	「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 ・府民向け1施設1回 ・行政職員向け1施設1回	☆☆	現地説明会の開催回数は目標値を下回る結果となりました。 現地説明会では「気候変動対策の推進に関する条例」の改正について周知し、円滑に制度の推進をすることができました。 また、表彰制度の魅力アップや普及啓発ができました。	引き続き、建築物の環境配慮制度について表彰制度の魅力アップや制度の周知、普及啓発に取り組みます。	○	○	○	○	
1-20	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	継続	「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消や府外からの広域的な再生可能エネルギーの調達による新たなエネルギー社会の構築をめざすこと。	大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。 【主な事業】 ・創エネ・省エネ・蓄エネ対策の相談・アドバイス 一定の基準を満たす太陽光発電及び蓄電池システム製造者、施工店及び販売店の登録・公表 ・共同購入による太陽光発電及び蓄電池システムの普及拡大 ・住宅用太陽光発電等の導入費用の負担軽減に係る低利ソーラークレジットの提供 ・再生可能エネルギー由来の電気の利用促進に係る事業者のマッチング ・中小事業者を対象に省エネ実行までのプロセスの最初から最後までを経営面も含めてまるごとサポート ・事業者登録制度を活用したEMS(EMS・省エネ・省CO2に関するセミナーの開催、府民・事業者等で実施するセミナー等への講師派遣の実施 ・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及啓発 ・下水熱や地中熱などの未利用エネルギーや再生可能エネルギーの導入可能性に向けた普及啓発	7 13 14	3,483	・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 200件 ・省エネセミナーの開催・講演 20回	・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数172件 ・省エネセミナーの開催・講演 42回	☆☆☆	府内市町村や商工会議所等と連携し、おおさかスマートエネルギーセンターの周知に取り組んだ結果、府民・事業者等からの相談764件について対応するなど、府内の省エネ推進、創エネの普及拡大に貢献することができました。	2021年3月に策定した「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進のための様々な施策・事業を、おおさかスマートエネルギーセンターにおいて着実に実施します。	○	◎	○	○	
1-21	万博を契機とした環境・エネルギー先進技術普及事業	新規	脱炭素や海洋プラスチックごみ削減の長期目標の達成に資する環境先進技術の普及を促進すること。	環境・エネルギー先進技術の普及を促進するため、来阪来場者にPRしやすい民間施設等に先進技術を導入してCO2削減効果等を発信するモデル事業を補助事業として採択し、先進技術が普及した未来社会の姿を見せる動画等のコンテンツを作成しました。	4 6,7 8,9 11,12 13,14 15,17	9,813	・環境先進技術モデル導入 2件 ・万博発信コンテンツの作成	・環境先進技術モデル事業補助採択 1件 ・万博発信コンテンツの作成 動画5テーマ及びイラスト素材	☆☆	目標の環境先進技術モデル導入件数に対して実績が下回る結果となりました。脱炭素技術の分野から1件を補助事業として採択しました。 府域における長期目標の達成に資する環境先進技術の普及やシナリオや技術が普及した未来社会の構想を、万博会場内外で効果的に発信する動画を作成しました。また、脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業を紹介するWEBサイトを主とした広報に使用するイラスト素材を制作しました。	環境・エネルギー先進技術について、2023年度に作成した普及啓発コンテンツを用い、府民・事業者向けセミナー等を通じ広く発信し、事業者による実用化・事業化につなげます。	◎	○	◎	○	
1-22	カーボンニュートラル技術開発・実証事業	継続	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指す事業者を支援する補助制度を創設し、万博での披露、そして万博で披露した最先端技術の社会実装に向けた動きにつなげ、大阪のさらなる成長と次世代グリーンビジネスとして展開・拡大していくこと。	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指し、試作設計や開発・実証を行う事業者に対し、必要な経費の一部を補助しました。	7 9 11 13 17	744,811	・採択企業毎に1回以上／年のフォロー	・採択企業毎に1回以上／年のフォロー	☆☆☆	採択企業へ定期的に訪問し、採択企業のフォローを実施しました。	引き続き、万博の機会をめぐせて、大阪府域で行うカーボンニュートラルに資する最先端技術を用いた最終製品・サービスの開発及び実証に係る経費を補助し、社会への実装やビジネス化に向けた取組を促進します。	○		○	○	
1-23	脱炭素型農業の推進	一部新規	「おおさか農政アクションプラン」では、大阪工コ農産物・有機農産物の生産振興や販路拡大、脱炭素意識の啓発により農分野での脱炭素社会への貢献に取り組むこととしており、農業者、事業者、消費者等が一体となり、農産物の生産から販売、消費に至る各段階で環境への負荷の低減を図ること。	・脱炭素型農業推進事業 有機農産物等の生産を拡大するため、栽培技術体系の確立等を行いました。 ・大阪工コ農業総合推進対策事業 化学合成農業と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪工コ農産物」として認証する制度を推進するほか、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行いました。	2 3 12 17	19,433	・有機農業栽培マニュアルの作成(1品目) ・エコ農業に役立つ生産技術の開発	・有機農業栽培マニュアルの作成(1品目) 府内でトマトを有機農業栽培する農業者と協力し、トマトの有機栽培マニュアルを作成 ・エコ農業に役立つ生産技術の開発 苗への高濃度二酸化炭素施用および本圃での紫外線照射による施設イチゴの病害虫防除について確認し、一定の効果を確認	☆☆☆	・有機農業栽培マニュアルの作成(1品目) 府内の農業者に活用してもらいやすいように、府内でトマトの有機農業栽培を行う農業者にも協力してもらいました。今後も、利用者目線で活用してもらえようマニュアル作成に取り組めます。 ・エコ農業に役立つ生産技術の開発 イチゴの防除技術について、一定の効果を確認しました。	・有機農業栽培マニュアルの作成(1品目) 軟弱野菜のマニュアル作成を予定。 ・エコ農業に役立つ生産技術の開発 引き続き、防除体系の確立及び当産地には新規就農者も多いことから、防除体系を確立・マニュアルを作成することにより、熟練者でなくても安定した栽培を実現します。	○		○	○	○
1-24	気候変動対策推進条例に基づく再生可能エネルギーの供給拡大に関する制度の推進	継続	府内における再生可能エネルギーの供給(販売)を拡大するとともに、需要家による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択を促進すること。	府の区域内に電気の小売供給を行う事業者に対して、小売供給を行う電気に係る排出係数の低減及び再生可能エネルギーの供給拡大に関する計画・目標等を記載する対策計画書・実績報告書の提出を義務付ける新たな制度を運用しました。	7 9 11 13 14	—	・対策計画書の届出件数 ・販売電力量に占める再生可能エネルギー利用率	・対策計画書の届出件数 39件 ・販売電力量に占める再生可能エネルギー利用率 7.3%	☆☆☆	R5年度から新たに小売電気事業者から計画書の届出がありました。また、その計画書を評価し、結果を事業者に通知するとともにHPで公表しました。	届出は毎年8月末まで締切期日としていますので、引き続き、事業者への周知等の取り組みを推進していきます。	○	◎	◎	◎	
1-25	太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業	継続	「設置費用の低減」「手続きの簡素化」「施工業者の信頼性の確保」などにより、太陽光パネル及び蓄電池の更なる普及拡大をめざすこと。	府と協定を締結した支援事業者が、府内全域から太陽光パネル及び蓄電池の共同購入希望者を募り、スクールメリットを活かした価格低減と設置までのサポートにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及拡大を図りました。	7 13 14	—	・太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録数 3,000世帯	・太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録数 2,464世帯	☆☆	参加登録者は目標値を下回る結果となりました。 本年度の参加登録数は前年度より約1.2倍増加しており、本事業によって113世帯が太陽光パネルや蓄電池を購入し、普及促進に貢献することができました。	引き続き、府内市町村や民間事業者と連携し、広く事業の周知、普及啓発に取り組みます。	○	◎	○	○	
1-26	水素関連ビジネス創出基盤形成事業	継続	多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進等を進め、もって将来に大きな成長が見込まれる水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図ること。	・「H2Osakaビジョン2022」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組を推進しました。 ・関係機関等と連携し、万博を契機に水素の社会受容性の向上や関連技術等の事業化などに向けた取組を推進しました。	7 9 11 13 17	148	・水素需要拡大に関する研究会等の開催 11回 ・燃料電池バス実運行情報の共有	・水素需要拡大に関する研究会等の開催 11回 ・燃料電池バス実運行情報の共有 1回	☆☆☆	H2Osakaビジョン推進会議等において、国や事業者、海外、万博関係の最新動向の情報を共有し、各主体による利用実証や実装プロジェクトの検討、及び水素の利活用拡大の促進し課題への対応等に関する意見交換を行うことにより、今後の取組の推進に大きく寄与しました。	H2Osakaビジョン推進会議を継続的に運営し、新たな水素アプリケーションの創出や既存の水素関連機器・モビリティの導入促進を図ります。	○	○	○	○	
1-27	エネルギー産業創出促進事業	継続	府内企業による蓄電池、水素・燃料電池をはじめとするエネルギー関連分野の新たな製品の開発、府内外企業の府内でのデジタル技術関連ビジネスに関する実証実験の取組を支援することにより、先進的な製品やサービス等の事業化を加速し、大阪発の新たな事業創出を促進すること。	・府内企業に対する開発支援補助 府内企業が取り組む、蓄電池、水素・燃料電池、再生可能エネルギー等の材料・部材や製品の開発・実証実験等に要する経費を一部補助しました。 ・府内で実施する実証実験補助 AI、IoTやロボット等のデジタル技術関連ビジネスに関する実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費を一部補助しました。	7 9	20,936	・採択企業毎に2回以上／年のフォロー ・製品化1件以上／年	・採択企業毎に1回以上／年のフォロー ・製品化なし	☆☆	採択企業へのフォロー数は目標値を下回る結果となりました。フォローは採択企業を訪問し、技術的な助言を行いました。また、中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業を活用して、大手・中堅企業への技術シーズを紹介するなど、採択企業のフォローを実施しました。	引き続き、蓄電池、水素・燃料電池等に関する技術及び製品等の開発や、府内における実証実験等に係る経費を補助し、大阪企業のビジネスチャンスをつくり等につなげます。	○		○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGs ゴール	令和5年度 決算額 (千円)	令和5年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的 かつ 世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
1-28	中小企業スマート エネルギービジネ ス拡大事業	継続	成長が期待されているエネルギービ ジネス分野で、技術力のある府内中小企 業等に対し、技術マッチングや技術提案 の支援を行い、同分野への参入促進及 びビジネス拡大を図ること。	【オープンイノベーション促進のための技術マッチング】 ・エネルギービジネス関連の大手・中堅企業が「パートナー企業」として参画する「大阪スマートエ ネルギーパートナーズ(SEP)」とエネルギービジネス分野に関する技術力を持つ中小企業等が 加入する「おおさかスマエインダストリーネットワーク(SIN)」の2つのプラットフォームを設置 しました。 ・SIN会員などの中小企業の技術シーズをパートナー企業につなげることで、大手・中堅企 業のオープンイノベーションを促進するとともに、中小企業の優れた技術シーズの事業化を加速 させました。 【中小企業への技術提案支援】 ・エネルギービジネス分野への参入をめざすSIN会員などの中小企業を対象とした実践的な技 術提案力向上講座、技術シーズ発表会を含む事業化支援セミナーを開催し、当該分野への参入 を後押ししました。	8	1,281	・コーディネート件数 100件	・コーディネート件数 129件	☆☆☆	オンラインを活用したセミナーを開催し、先 進的な取組事例についての講演を実施しま した。 また、エネルギービジネス分野で意欲ある中 小企業等を対象としたセミナーを実施しま した。 加えて、中小企業が有する高い技術力と、大 手・中堅企業の技術ニーズとのマッチングを 図る「セミオープンイノベーション」を開催し ました。 プラットフォーム登録者数も増え、ビジネス 機会等の創出の場の充実に図ることができ ました。	中小企業のエネルギービジネス分野への参 入を一層促進するため、オンラインも活用し たセミナー開催や新技術ニーズ説明会を実 施するとともに、オープンイノベーション等 により、技術ニーズとシーズのマッチングを 支援し、中小企業のビジネス拡大につなげ ます。 さらに、技術シーズを紹介する広報ツールを 活用し、効果的なマッチングを図ります。 また、企業訪問等を通じ、企業フォローを実 施します。	○		○		
1-29	気候変動対策推進 条例に基づく電動 車の普及促進	継続	自動車販売事業者(ディーラー)等にお ける電動車普及に係る取組を促進する こと。	府内における新車販売台数3,000台以上の自動車販売事業者を対象として、電動車普及のた めの促進計画書・実績報告書の届出を義務付け、電動車普及に係る取組等の実施を促しました。	3 7 9 11 13 17	—	・自動車販売事業者における電動車販売割合	2022年度実績 自動車販売事業者における電動車販売割合 約36% ・2022年度実績報告書の届出 17件 ・2023年度促進計画書の届出 17件	☆☆☆	自動車販売事業者に対して計画書・実績報 告書の届出について、17者から届出を受理 し、その結果、自動車販売事業者における電 動車販売割合を把握することができました。	引き続き計画書・実績報告書の届出により、 自動車販売事業者の電動車販売割合を把握 し、優れた取組を行った事業者を表彰する ことで、計画的かつ具体的な電動車普及の 取組を促します。	◎	◎	○	○	
1-30	官民協働の率先導 入・普及啓発による 電動車の普及促進	継続	電動車の普及を推進し、温室効果ガス 及び自動車排出ガスの排出を削減する こと。	「おおさか電動車普及戦略」の目標達成に向け、「おおさか電動車協働普及サポートネット」にお いて、民間企業、関係団体、国や市町村等と協働し、率先導入や啓発活動等の取組を実施するこ とにより、電動車の普及を促進しました。 また、庁内公用車においても、「ゼロエミッション車等導入指針」に基づき、電動車の率先導入に 努めました。	3 7 9 11 13 17	—	・電動車展示会・試乗会の開催 5回 ・メールマガジン発行回数 12回	・電動車展示会・試乗会の開催 8回 ・メールマガジン発行回数 7回	☆☆☆	「おおさか電動車協働普及サポートネット」 として、官民協働で展示・試乗会等の実施や 各種周知啓発を行いました。 導入指針に基づき、庁内部局に対して公用 車の導入・更新等において働きかけを実施 しました。 メールマガジンについては、集約して効率的 に配信を実施したため、発行回数は指標以 下となりましたが、より効果の高い展示会・ 試乗会の開催数が指標を超えたため、☆☆ ☆としました。	2030年度目標の達成に向けて、おおさか 電動車協働普及サポートネットにおける官 民協働の取組等により、電動車の普及促進 に努めます。 カーボンニュートラル推進本部の公用車電 動化ワーキンググループで対応策を検討し ます。	◎	◎	○	○	
1-31	乗車体験等を通じ たゼロエミッション 車普及促進事業	継続	乗車による走行性能や実車での充電電 機能等に関する体感・体験の機会を提 供し、ゼロエミッション車(ZEV)の現状 や最新情報を認識してもらうことで、 ZEVの購入・利用を促進すること。	カーシェアを通じZEVの乗車体験機会を府民に提供しました。また、自動車販売事業者(ディー ラー)と連携して非常時にも役立つ給電機能等の体験キャンペーンを一斉に実施しました。	3 7 9 11 13 17	4,754	・キャンペーン参加店舗数 100店舗	・キャンペーン参加店舗数 144店舗	☆☆☆☆	ディーラーと連携した体験キャンペーンにつ いては、取り組み指標を大幅に上回る144 店舗にて実施しました。	引き続き、より多くの府民がゼロミッション 車を体験できる機会を提供します。	◎	◎	○	○	
1-32	万博を契機とした バス事業者の脱炭 素化促進事業	継続	万博を契機に、公共交通機関であるバス のゼロエミッション化に集中的に取り 組み、府内の脱炭素化を強力に推進す ること。	万博会場へのクリーンな移動手段の確保のため、駅シャトルバスへのEV/FCバス導入について 大阪府市が必要な経費の一部を補助しました。	3 7 9 11 13 17	633,916	・補助台数 49台	・補助台数 39台	☆☆	バス事業者の導入時期の見直し等により、 2023年度の導入台数は当初の想定より減 少しました。 2022年度から2024年度までの3年間で 約100台の導入目標に対し、2023年度未 だに57台の補助を行うことができまし た。万博開催時に必要な台数に向けて着 実に補助を実施していきます。 <導入実績> 2022度:18台、2023年度:39台	引き続きEVバス・FCバスの導入に補助を 行い、バスのゼロエミッション化を促進しま す。	◎	◎	○	○	
1-33	電気自動車用充電 設備の整備促進	継続	誰もが安心して電気自動車(EV)を利用 できる環境を整えるため、府民等が 利用できる充電設備の増設・拡充を図 ること。	国補助金の積極的な活用による充電設備の設置について周知するなど、「おおさか電動車協働 普及サポートネット」構成員等と協働して、府民等が利用できる充電設備の設置を促進しました。	3 7 9 11 13 17	14,920	・府内のパブリック充電設備の設置数	(2023年度末時点) ・急速充電設備369口、299箇所 ・普通充電設備1259口、616箇所	☆☆☆	国の補助金の拡充等により補助台数が当初 の想定より減少しましたが、府域の充電設 備はR4年度末より増加しました。	誰もが安心して電気自動車(EV)を利用で きる環境を整えるため、充電設備の設置に 関して様々な課題のある集合住宅等への設 置促進を支援します。	◎	◎		○	
1-34	新たなモビリティ サービスの導入促進	継続	AIオンデマンド交通などの新たなモビ リティサービスの導入促進により、効率 的な移動の実現を図り、環境負荷の低 減につなげること。	高齢化の進行により深刻化している、買い物や通院が思うようにできないといった移動課題の 解消に向け、効率的な移動の実現や自家用車の利用削減等にも通じることで環境負荷の低減に 寄与するAIオンデマンド交通の導入促進を、市町村や交通事業者、デジタル技術を有する民間 企業等と連携し、実施しました。	3 7 11	26,654	・市町村と交通事業者が協力して取り組むAIオンデ マンド交通導入に向けた実証実験経費の支援によ り、モデルとなる導入スキームを創出し、府内各地 への普及につなげていく。	・昨年度に創設した、市町村と交通事業者が協力して行うAIオンデマンド交通の 導入に向けた取組に対し補助をする「大阪府AIオンデマンド交通モデル事業費補助 金」事業を引き続き実施 採択事業数 3事業(2024年度までに交通事業者が運行主体となり社会実装を めざす事業)	☆☆☆	「大阪府AIオンデマンド交通モデル事業費 補助金」にて、大阪府内に広く横展開するた めの持続的な先行モデルづくりをめざす交 通事業者と市町村が連携し実証を行う3事 業に対し補助を実施しました。 「AIオンデマンド交通導入に関するワーキン ググループ」にて、補助金採択事業者からの 成果発表などにより府内市町村の機運を醸 成しました。	「大阪府AIオンデマンド交通モデル事業費 補助金」について、補助事業そのものはR5 年度にて終了。今後は「AIオンデマンド交通 導入に関するワーキンググループ」等を通じ ながら機運を醸成し、先行モデルの横展開 を進めていきます。	○		○		
1-35	おおさか気候変動 適応・普及強化事 業	継続	府民・事業者の仲介役を担う府内市町村 や関係団体等への情報提供等を通して 、府民の気候変動適応に関する行動 の定着を図ること。	おおさか気候変動適応センターに集積した科学的知見や連携体制を最大限に活用し、大阪府及 び府内市町村での地域気候変動適応計画への寄与も見据えた最新の知見の収集や、それを活用 したセミナーを開催しました。 また、防災分野に関する府内での気候変動の影響や適応について、有識者の確認を受けながら 最新の知見の収集・整理を行い、その結果をセミナーで紹介するとともに、リーフレット等を作成 しました。 さらに、子どもや高齢者等に接する教育・福祉関係者向けに暑さから身を守る対策等の手法に ついてセミナーを実施しました。 ※府では、2020年4月、気候変動適応法に基づき、(地独)大阪府立環境農林水産総合研 究所を「おおさか気候変動適応センター」に指定	13	2,413	・座学研修の開催 1回 ・啓発セミナーの開催 3回	・座学研修(セミナー及びワークショップ)開催 1回 ・普及啓発セミナーの開催 3回 ・リーフレット発行	☆☆☆☆	高齢者・子どもに関わる方を対象とし、それ ぞれの環境に応じた暑さ対策や応急処置に 関するセミナーを開催しました。また、激甚 化する災害について要配慮者利用施設の職 員等を対象とした防災セミナーを開催しま した。また、府内の市町村の職員に向けたセ ミナー(座学研修)やワークショップでは、地 域における気候変動の影響と適応策につい ての理解を深めていただくことができました 。さらに、気候変動に関する最新の情報や 自治体・事業者の適応策を掲載した「おおさ か気候変動」適応ハンドブック改訂版」を発 行しました。	引き続き、気候変動適応の普及強化に取り 組みます。	○			◎	
1-36	暑さ対策の推進	継続	暑さから身を守る「涼む」「気づく」「備え る」の3つの習慣を府民に普及し、暑さ による人への影響を軽減すること。	猛暑の際に外出先で暑さをしのげる涼しい空間(クールオアシス)について、民間事業者(金融機 関・薬局等)と連携して普及に取り組み、府民の利用促進を図りました。 また、暑さによる危険を把握し、必要な行動を取ることができるよう、環境省が提供する『暑さ指 数情報メール』の登録や熱中症警戒アラート等を周知しました。 さらに、企業協賛を得て暑さ対策の取組促進に資する啓発物品(ゴーヤ等の種、紙扇子など)を 活用し各種環境イベント等で府民に周知しました。	12 13 17	83	・おおさかクールオアシスプロジェクト参加予定・4 業種 (金融機関、薬局、カーディーラー、携帯ショップ)	・おおさかクールオアシスプロジェクト参加店舗・施設数:441軒 (薬局、カーディーラー、携帯ショップ等)	☆☆☆☆	例年に比べ記録的な暑さが続き、複数メ ディアに取り上げられたこともあり、店舗を 暑さの一時待避所として扱うプロジェクト の認知度と参加施設数が増加しました。ま た、HPなどでの熱中症警戒アラートや暑さ 指数(WBGT)の情報メールの利用促進、可 搬式電光表示パネルを活用した暑さ指数等 の情報提供及び企業協賛による啓発物品を 活用した暑さ対策の取組促進を行いました 。	引き続き暑さ対策の推進に取り組みます。	○			◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGs ゴール	令和5年度 決算額 (千円)	令和5年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					②環境・社会・経済の統合的向上				
							取組指標	実績	評価			①中長期的 世界的な視野	外部性の 内部化	環境効率性の 向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
Ⅱ 資源循環型社会の構築																
2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画(以下「循環計画」という。)」に定めた3R(リデュース、リユース及びリサイクル)やプラスチックごみ対策等に係る目標を達成すること。(目標年度:2025年度)	府民、事業者、市町村、府が連携・協働し、3Rやプラスチックごみ対策、適正処理に取り組むとともに、生活系焼却ごみのプラスチック混入率等の新たに設定した『進行管理指標』も活用して各主体の取組をさらに促進しました。	3 4 6 8 9 11 12 13 14 17	259	(一般廃棄物) ・リデュース・リユースの推進(ごみ処理有料化の促進、食品ロスの発生抑制、事業系の資源化可能な紙類・廃プラスチック類の混入削減等) ・リサイクルの推進(資源化可能な紙の分別・リサイクルの促進等) ・プラスチックごみ対策(マイ容器等使用可能店舗の情報発信等) ・適正処理の推進(災害発生時の廃棄物処理の備え等) (産業廃棄物) ・リデュース・リユースの推進(多量排出事業者等への排出抑制指導等) ・リサイクルの推進(建設廃棄物の分別排出の徹底等) ・プラスチックごみ対策(より質の高いリサイクルの促進) ・適正処理の推進(排出事業者、処理業者等への立入検査、指導)	(一般廃棄物) ・リデュースとリユースの推進 「おおさか3Rキャンペーン」を実施(10月～11月)し、スーパーや商店街等(1,992店舗参加)と連携して、ごみを減らさないライフスタイルの啓発など3Rの取組を促進 ・リサイクルの推進 リサイクル製品認定制度を運用する(全認定製品345製品)とともに、イベント等においてリサイクル製品やごみの分別収集の周知啓発を実施 ・適正処理の推進 一般廃棄物処理施設への立入検査等(8施設)を行い、廃棄物処理法に基づく維持管理の技術上の基準の遵守につぎ、指導・技術的助言を実施 環境省と連携し、市町村等を対象に災害廃棄物処理に係る研修等を実施し、市町村の災害廃棄物処理計画策定等(府内36市町が計画策定済)を支援 (産業廃棄物) ・リデュース・リユースの推進 排出事業者への立入検査等の際に排出抑制の指導を行うとともに、多量産業廃棄物(特別管理産業廃棄物含む)の排出事業者から提出された処理計画書(284件)及び実施状況報告書(299件)を公表 ・リサイクルの推進 立入検査時等に建設業者向けの啓発リーフレットを配布するとともに、解体工事等の現場において分別解体等の実施状況の確認や指導等を行うため、府内関係部局、市町村等との連携によるパトロールを実施(34箇所) ・適正処理の推進 排出事業者に対する立入検査や業界団体等への説明会において産業廃棄物の適正処理を指導・周知するとともに、不適正処理の未然防止や早期発見に向けた監視を行い、警察等と連携しながら適正処理の指導等(2,278回)を実施 (プラスチックごみ対策の推進) ・事業者、NPO、市町村等で構成する「おおさかマイボトルパートナーズ」を運営し、マイボトルの利用啓発やマイボトルスポットの設置を促進(4,299箇所) ・マイ容器やマイボトルが利用できる店舗やサービス内容を検索できるウェブサイト(Osakaほかさんマップ)を運用(掲載店舗:777件)するとともに、道頓堀商店街において観光客や府民を対象としたプラスチックごみの3Rを体験いただく実証事業「プラごみ"ほかさん"観光チャレンジ」を実施(10月) ・有識者、事業者、市町村等で構成される「おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム」にて、プラスチックごみの排出抑制や流出対策等について意見交換を行うとともに、プラスチック被覆肥料袋の流出実態把握及び流出対策設備の効果検証を実施	☆☆☆	府内市町村等との間で行った課題や取組に関する情報交換、産業廃棄物排出事業者等に対する指導等の取組により、3R(リデュース・リユース・リサイクル)、廃棄物の適正処理を推進しました。 また、一般廃棄物については、市町村において、イベント等でリサイクル製品やごみの分別収集に関する啓発等が実施され、府では「Osakaほかさんマップ」、「おおさか3Rキャンペーン」、「道頓堀商店会エリアにおけるプラスチックごみ・3R実証事業」でプラスチックごみの削減等に関する啓発を行いました。	◎	○	○	○		
2-2	再生品普及促進事業	継続	資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。	府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したものあるいは国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造したものであって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定しました。 2015年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。 「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しています。	4 8 9 12	118	・認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年1回(3月)認定を実施する。 【参考】2022年度未認定製品数 294製品(予定) (内、なにわエコ良品ネクストは97製品)	・計7回イベントに出展し、認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、3月に認定を実施 【参考】2023年度未認定製品数 345製品 (内、なにわエコ良品ネクストは150製品)	☆☆☆	187製品(内、102製品はネクスト)を認定するとともに、府民入認定制度・認定製品のPRを行うことで、リサイクル認定製品の利用を促進しました。	認定製品の認知度の向上等のため、さらに普及・PRの取組を推進します。	○	○	◎	◎	
2-3	容器包装リサイクルの推進	継続	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。	第10期大阪府分別収集促進計画(2023～2027年度)に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握しました。また、容器包装廃棄物の3Rを推進するため、発生抑制や分別収集の促進に関する情報を府民や市町村へ提供するとともに、効果的な手法等は市町村間で情報共有を図りました。	8 11 12 13	52	・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表する。 【参考】2021年度分別収集量(速報値):17万3千トン	・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表 【参考】2022年度分別収集量:17万3千トン	☆☆☆	市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等により、計画の推進を図りました。	引き続き、市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等に取り組みます。	○	○	◎	◎	
2-4	産業廃棄物の多量排出事業者による取組の促進	継続	事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進すること。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。 事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進し、必要に応じ適切な助言を行いました。	3 6 8 9 11 12 14	—	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2021年度公表状況 産業廃棄物処理計画 207 件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 220 件 特別管理産業廃棄物処理計画 96 件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 91 件	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表 【参考】2023年度公表状況 産業廃棄物処理計画 192 件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 207 件 特別管理産業廃棄物処理計画 92 件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 92 件	☆☆☆	事業者から提出された報告の内容をホームページにより速やかに公表し、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進しました。	引き続き、処理計画及び実施状況報告の速やかな公表に努めます。		◎			
2-5	食品ロス削減対策の推進	継続	2020年度に策定した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、消費者、行政が一体となって、府内の食品ロス削減に向けた取組を促進すること。	・流通の各段階の事業者及び消費者を構成員とするネットワーク懇話会等を設置し、意見交換や取組状況の進捗管理を行いました。 ・消費者啓発や未利用食品の有効活用促進のためのフードバンク活動支援など、具体的な取組を展開しました。 ・地域活動や学校への出前講座など多様な分野で活躍するボランティア「もったいないやん活動隊」を募集し、市町村や事業者と連携して食品ロス削減の取組や府民啓発を推進しました。 ・外食、小売等事業者向け、消費者向け取組を特定のエリアで一体的に実践しました。	2 4 8 9 12 13 17	11,179	・食品ロス削減ネットワーク懇話会の実施回数 4回 ・セミナー等の実施回数 5回 ・ポータルサイトの運用拡充(府民向けページの追加) ・おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度新規参加事業者数 5事業者	・食品ロス削減ネットワーク懇話会の実施回数 3回 ・セミナー等の実施回数 5回 ・ポータルサイトの運用拡充(府民向けページの追加) ・おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度新規参加事業者数 10事業者	☆☆☆	2020年度に作成した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、セミナーや懇話会等の開催を通じて、流通の各段階及び消費者で取組を行い、流通全体での食品ロス削減に取り組めました。	引き続き、事業者、消費者、行政が一体となって、府内の食品ロス削減に向けた事業者・府民の取組を促進します。	○	○	◎	◎	
2-6	おおさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業	継続	プラスチックごみ問題に対する府民や事業者の環境意識の向上を図り、使い捨てプラスチックごみの削減などにつながるあらゆる主体の環境配慮行動を促進すること。	・おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの運営 海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、有識者、事業者、市町村等幅広い関係者によるプラットフォームとその分科会において、テーマごとに具体的な対策の検討、実証事業の実施、効果検証等を行うとともに、効果的な取組を広く共有・発信します。 ・マイボトルの普及拡大・啓発 事業者、NPO、市町村等で構成する「おおさかマイボトルパートナーズ」の会議を開催し、マイボトルの利用啓発、マイボトルスポットの普及、効果的な情報発信について意見交換を行うとともに、各主体が連携した取組を行う等、マイボトル利用を促しめとするプラスチックごみ削減の機運を醸成します。	8 9 11 12 13 14 17	2,124	・おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム全体会合 開催回数:2回 分科会 開催回数:6回(2分科会×3回) ・おおさかマイボトルパートナーズ会議:3回	・おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム全体会合 開催回数 2回 分科会 開催回数 4回(2分科会×2回) ・おおさかマイボトルパートナーズ会議 1回	☆☆☆	おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの分科会、おおさかマイボトルパートナーズ会議の開催回数は取組指標を下回る結果となりましたが、プラスチック被覆肥料袋の流出実態把握及び流出対策設備の効果検証を実施したほか、マイボトルの利用啓発、マイボトルスポットの普及及び情報発信を行いました。また、イベント等を通じて、プラスチックごみ削減・マイボトル利用促進についての府民啓発を実施しました。	引き続き、プラットフォームに参加する事業者等をさらに増やすことで、海洋プラスチックごみ問題の解決に資する具体的な対策の検討や効果検証を進めるとともに、効果的な取組を広く共有・発信します。 また、マイボトルの普及による使い捨てプラスチック容器の使用削減を進めるため、さまざまな主体と連携して、マイボトルの利用啓発やマイボトルスポットの普及、効果的な情報発信などの取組を継続して実施します。	◎	◎	◎	◎	
2-7	使い捨てプラスチックごみ対策推進事業	継続	2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画」のプラスチックごみ対策の推進等に関する目標を達成するため、府民の行動変容を促進し、使い捨てプラスチックの使用を削減すること。	・マイ容器等の利用可能な店舗を検索できる「Osakaほかさんマップ(2021年10月開設)」の掲載店舗の拡大を図るとともに、府民への情報発信の強化を図り、引き続き運用していきます。 ・府民を含めた観光客のプラスチックごみ排出抑制と、意識醸成を促すため、ミナミ・道頓堀地区をモデルに、プラスチックごみの3R実証事業等を実施しました。	12 13 14 17	5,168	・Osakaほかさんマップの運用・情報発信の強化 ・ミナミ・道頓堀地区をモデルとしたプラスチックごみの3R実証事業の実施	・マイ容器等の利用可能な店舗を検索できる「Osakaほかさんマップ」の掲載店舗の拡大を実施(777件・R6.3未時点)。 ・「Osakaほかさんマップ」に地域で実践している3Rの取組事例の紹介ページ「ほかさんループ」を開設し、情報発信を実施(計6事業者・団体の事例を掲載)。 ・10月に道頓堀商店街において、「プラごみ"ほかさん"観光チャレンジ」を実施し、観光客等に対してプラごみの3Rに関する啓発を実施(道頓堀商店街におけるマイボトル等の利用できる店舗を多言語で紹介する「Dotonbori ほかさんマップ」への掲載:7店舗、リユース食器の運搬サービスの協力:2店舗)。	☆☆☆	「Osakaほかさんマップ」、公式SNSやキャンペーンを通じて府民のマイ容器・マイボトルの利用を促進しました。 加えて、プラスチックごみ問題や日常生活における取組について理解を深める府民向けハンドブックや、子どもがゲーム感覚で楽しく学べるカードゲームを活用し、様々な世代へ啓発を行いました。 10月～11月に道頓堀エリアで実施した「プラスチックごみ・3R実証事業」において、観光客等へリユース食器を運搬するサービスの提供や、ペットボトルの完全分別等の実践を促すことで、プラスチックごみの削減等に関する啓発を行いました。	・マップ掲載店舗を増やすため、事業者向けのチラシを活用し関係団体へ周知協力などを依頼します。 ・また、公式SNSの活用やイベントへ出展し、啓発を行いマップの認知度及び利用者の増加を図ります。 ・引き続き、使い捨てプラスチックごみの削減に関する取組を実施し、ナッジ理論なども用いて府民の行動変容を促すことで、循環計画の目標達成に努めます。	○	○	◎	◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和5年度決算額(千円)	令和5年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
2-8	PCB廃棄物適正処理の推進	継続	PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品及び廃棄物について、期限内2026年度末までの完全処分をめざすこと。	・PCB特別措置法により、期限内の完全処分が義務付けられているPCB廃棄物等について、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、保有している事業場への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分等を行うよう指導を行いました。 ・府保有(集約保管分)の小型コンデンサー等について、適正管理を行いました。	3 6 11 12	133	・府内におけるPCB廃棄物(JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等)の処理目標率 2023年度末:100% ※JESCO大阪への登録台数に占める割合 ・府保有(集約保管分)の低濃度廃棄物等の処理 0.1トン	・府内におけるPCB廃棄物(JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等)の処理進捗率 2023年度末:100% ※JESCO大阪への登録台数に占める割合	☆☆☆	高圧機器等の処理は進捗しました。	・引き続きPCB廃棄物等の処理について、指導を行います。 ・府保有(集約保管分)の小型コンデンサー等について、環境省から処理方針が示された場合は速やかに処理を行います。		◎		○	
2-9	産業廃棄物の適正処理の徹底	継続	廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。	・排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図りました。 ・産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。 ・有害使用済機器(廃棄物を除く、使用済の電気電子機器)については、届出や保管・処分の基準遵守を指導しました。	3 4 6 9 11 12 14	22,225	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・排出事業者への説明会の開催 3回程度 ・不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】2021年度実績 ・不適正処理件数 420件	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・排出事業者への説明会の開催 2回 ・不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】2023年度実績 ・不適正処理件数 361件	☆☆☆	不適正処理は依然として多発しており、警察との連携等やパトロールの強化を図っています。不適正処理件数は2019年度以降減少傾向にあります。	引き続き不適正処理事案の未然防止及び迅速な解決に努め、産業廃棄物の適正処理の着実な推進を図ります。		◎			
2-10	廃棄物最終処分場の適正管理等	継続	廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図りました。 また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。	3 11 12 14	136,104	・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等 40回 ・堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 12回 1,815検体 老朽化対策 護岸被覆防食工事 128.1㎡ 排水路改修工事 260m 調整池pH低減対策 フィールド実証試験 開始	・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等 39回 ・堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 12回 1,792検体 老朽化対策 護岸被覆防食工事 187.3㎡ 排水路改修工事 31.0m 調整池pH低減対策 フィールド実証試験 実施(11月から3月)	☆☆☆	・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、事業を促進しました。 ・堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行うことができました。 ・フィールド実証試験により、pH低減対策の効果を確認しました。	・引き続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組をはじめフェニックス事業を促進します。 ・堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した維持管理等を行います。				○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGs ゴール	令和5年度 決算額 (千円)	令和5年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的 かつ 世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
Ⅲ 全てのいのちが共生する社会の構築																
3-1	生物多様性地域戦略に基づく生物多様性普及啓発の推進	一部新規	自然の恵みに関する意識の向上や自然環境に配慮した行動の促進を図るため、普及啓発を進めること。	消費者視点での生物多様性と暮らしに関わる情報発信ツール「おおさか生物多様性なび」の提供に向けたコンテンツ作成の実施や、五感による自然の体感を通じた普及啓発により、生物多様性の「日常化」「身近化」を進めました。 また、教育現場や企業等における生物多様性研修プログラムの普及を推進し、特に次世代を担う若い世代の自然の恵み(生態系サービス)に関する意識醸成を図りました。	6 11 13 14 15 17	1,492	・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 1回 ・多奈川ビオトープでの保全活動への参加人数 約300人	・5月30日(火)におおさか生物多様性施設連絡会を開催し、21施設23人が参加 ・多奈川ビオトープでの保全活動は計326人の参加	☆☆☆	生物多様性関連施設等と連携した普及啓発により生物多様性に係る府民理解を促進しました。また、多奈川ビオトープでの保全活動は、自然観察会のリピーターが定着しつつあり、昨年を上回る参加者数でした。	引き続き、多様な主体との連携を進め、府内の生物多様性保全に取り組んでいきます。	○				◎
3-2	多様な主体と連携した森・里・川・海における取組	新規	多様な主体の生物多様性保全に向けた取組を促進すること。	生物多様性保全に積極的に取り組む企業・団体の取組をPRする「おおさか生物多様性応援宣言」制度を提供し、企業や団体の生物多様性保全への取組を促進しました。	6 11 13 14 15 17	—	・「おおさか生物多様性応援宣言(仮称)」制度 宣言企業・団体 100社・団体	・2024年3月31日現在、81社・団体が登録済み。	☆☆☆	登録団体数について、初年度ということもあり登録は81社に留まりましたが、様々な機会にて5,700社を超える企業・団体に呼び掛けを行うなど、制度の周知を通じて生物多様性保全の取組の大切さを知ってもらうことができました。	より多くの企業・団体に取組を進めてもらえるよう、引き続き、応援宣言制度を通じたPRに努めます。	○				◎
3-3	外来生物に対する取組	新規	府内で確認されている特定外来生物等について、府民等の理解を促進し、被害拡大防止のため、効果的な防除を進めること。	府内で確認されている特定外来生物等の生態系等への被害の大きさを示した「大阪府外来生物アラートリスト」を活用し、府民等の理解を促進しました。	6 11 13 14 15 17	—	・特定外来生物の防除研修会の開催 1回	・5月31日第1回 緑化技術研修会「大阪の桜を守ろう！クビアカツヤカミキリの生態と防除」を開催し、現地52名・WEB51名の計103名が参加	☆☆☆	ハイブリット開催にしたことで、より多くの方にクビアカツヤカミキリ被害の危機感を理解していただけました。	今後、被害の拡大が懸念されることから、様々な広報手段を駆使し、引き続き、より多くの府民への理解を深めていきます。	○				◎
3-4	共生の森づくり活動の推進	継続	堺第7－3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体の協働による森づくり活動を支援すること。	堺第7－3区産業廃棄物最終処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。	6 11 13 14 15 17	3,688	・共生の森づくり活動への参加人数 約500人 ・企業や府民による植栽面積 約0.2ha	・共生の森づくり活動への参加人数 614人 ・企業や府民による植栽面積 約0.14ha	☆☆☆	参加人数、創出した自然環境の面積とも、概ね想定とおりであり、多様な主体との協働による森づくりを促進できました。	より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じ、豊かな自然環境の形成に携わることができるよう、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。	○				◎
3-5	天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業	継続	淀川に生息する天然記念物で国内希少野生動植物種の淡水魚イタセンバラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、生物多様性保全の重要性についての府民等の理解を促進すること。	(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターでは、センター内の試験池においてイタセンバラの生息域外保全を行っています。また、生息域内保全として、2009年度から国土交通省・淀川河川事務所と共同で淀川への野生復帰の試みを開始し、2013年度に再導入を行った城北ワンドでは、継続して生息が確認されていましたが急速に減少傾向となり、2023年度には未確認となりました。 2023年度は、地引網や環境DNA分析等を用いた淀川での生息状況の確認や外来種の防除等に関する調査研究を行うとともに、「淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動の支援を行いました。また、親子等を対象とした観察会等を開催し、生物多様性に関する普及啓発を実施しました。	6 14 15 17	—	・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会(1回、100人)	・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・イタセンネットの保全活動(25回、951人) ・観察会(1回、81人)	☆☆☆	2013年度に淀川へ放流したイタセンバラは、2020年度頃まで自然繁殖を繰り返していたものの、近年著しく減少して、危機的な状況が続いています。しかし、取組を支援する市民ネットワーク活動により、野生復帰の障害となる外来魚の駆除が進み、イタセンバラと同様に絶滅が危惧されていた希少魚が淀川で再発見されるなどの成果も得られています。	引き続き、イタセンバラの生息環境の調査研究や外来生物対策を行うとともに、関係機関や市民と連携してイタセンバラの再導入について検討していきます。また、府民を対象とした観察会の開催等、イタセンバラを活用した生物多様性保全および普及啓発を行っています。	○				◎
3-6	日本万国博覧会記念公園事業(市民参画型事業)	継続	万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。	NPO団体等との協働により、竹林や花壇の整備を行うと共に、自然ガイドなどの情報発信を行いました。 ※2018年10月から、指定管理者に事業引き継ぎ済	4 15 17	—	市民参加による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha	市民参加による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha	☆☆☆	新型コロナウイルス感染症の5類引き下げに伴い、イベントは以前の参加人数で、行いました。	引き続き、NPO団体や市民との協働を進めます。	○				○
3-7	希少な野生動植物種の保全に資する仕組みづくり	新規	生物多様性の保全に資する行動を促進し、希少な野生動植物種保全のための仕組みづくりを進めること。	生物多様性の保全に向けた取組を効果的に進めるため、研究機関や市町村等と連携して府内の野生動植物種に係る調査情報等を収集し、府ホームページにおいて公表しました。	6 11 13 14 15 17	—	・府内の野生動植物種に係る調査情報等の公表	・各市町村が所有する野生動植物種の生息状況にかかるデータを取りまとめ、「大阪府いきもの資料館」として府HPで紹介	☆☆☆	府内の動植物種の現状を理解することができました。また、これらを公表することで、大阪府の現状を府民の方々に広く知っていただくことができました。	今後も継続して情報収集をするとともに、レッドリストについても改訂を検討しています。	○				◎

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGs ゴール	令和5年度 決算額 (千円)	令和5年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的 かつ 世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の 内部化	環境効率性の 向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
Ⅳ 健康で安心して暮らせる社会の構築																
4-1	大気汚染防止のための事業所規制	継続	事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙(NOx、SOx、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、粉じん、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備構造基準の適合状況を審査し、必要に応じて改善指導を行いました。 また、立入検査を行い施設の稼働状況や排ガス測定結果の確認を行うとともに、事業者に対して施設の点検結果等の報告を求めるほか、規制基準の適合状況を確認するため、排ガス等の測定を実施しました。 2022年3月の条例改正に伴う規制の見直しに関しては、事業者への周知や立入検査の実施により履行の徹底を図りました。	3 9 11	3,826	・法、条例の対象施設の事前届出に対して規制基準の適合状況を確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底する。 ・規制基準の適合状況確認のため、苦情の有無や排ガス量の規模等に応じて事業所に立入検査を行い、現場確認及び指導等を実施する。 ・排ガス等の測定を実施する。 【参考】2021年度実績 ・立入検査をのべ 310 回実施 ・使用燃料等測定 1事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 2事業所 ・揮発性有機化合物濃度測定 1事業所 ・有害物質測定 3事業所	・法、条例対象施設の事前届出審査を行い、不適合の場合には速やかに改善するよう指導を実施 ・苦情の有無や排ガス量の規模等に応じて事業所に立入検査を行い、規制基準適合状況の確認や指導等を実施 ・排ガス測定を実施し、適合状況を確認 (ダイオキシン類等一部項目の分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所で実施) ・立入検査実施回数 346回実施 ・ダイオキシン類排出濃度測定 1事業所 ・揮発性有機化合物濃度測定 1事業所 ・有害物質測定 7事業所 ・水銀測定 1事業所 ・窒素酸化物測定 1事業所	☆☆☆	立入検査を346回、排ガス測定を11事業所実施しました。事業所への指導を通じて、大気汚染の防止に取り組みました。	引き続き事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守指導に取り組みます。	○	◎	○	○	
4-2	自動車NOx・PM総量削減対策の推進	継続	窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進し、対策地域全体で二酸化窒素(NO ₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成・維持すること。	関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、交差点対策(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策のほか、エコドライブの推進や電動車の普及促進等の諸施策を総合的に推進するとともに、自動車NOx・PM法に基づく総量削減基本方針の変更等を踏まえ、第4次計画を策定しました。 併せて、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などをもとに、自動車からのNOx・PMの排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握しました。 また、グリーン購入法や大阪府グリーン配送実施要綱に基づき、物品納入業者に対するグリーン配送の指導を行いました。	3 9 11	14,112	・NO ₂ 、SPMに係る大気環境基準の全局達成・維持 ・NOx・PMの排出量の把握 【参考】 ・NO ₂ 、SPMに係る大気環境基準 全局達成(2021年度) ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:8,600トン、PM:450トン(2020年度)	・NO ₂ 、SPMに係る大気環境基準の全局達成・維持 ・NOx・PMの排出量の把握 ・第4次大阪府自動車NOx・PM総量削減計画を策定 【参考】 ・NO ₂ 、SPMに係る大気環境基準 全局達成(2022年度) ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:7,650トン、PM:460トン(2022年度)	☆☆☆	関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、NOx・PMの排出量とともに計画とおりに削減し、総量削減計画(第3次)の目標を達成しました。 2022年11月に国の基本方針が改定されたことを踏まえ、総量削減計画(第4次)を策定しました。	引き続き、関係機関の相互の連携・協力のもと、2023年度に策定した総量削減計画(第4次)に基づく対策を推進します。		◎	○	○	○
4-3	微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と的確な注意喚起の実施	継続	PM2.5の常時監視等の情報や注意喚起を的確に発信することなどにより、府民の安全・安心を確保すること。 また、PM2.5を構成する成分の分析を実施し、発生源に関する知見を集積すること。	自動測定機により大気の状態を把握しホームページで公表しました。PM2.5濃度が高くなると予測される場合には、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信することとしていましたが、2023年度は該当する日は、ありませんでした。 また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、季節ごとの成分分析を行い、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握し、発生源に関する知見を集積しました。	3 9 11	13,562	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(府管理 一般局:19局、自排局:6局、うち成分分析:1局)	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(府所管 一般局:19局、自排局:6局、うち成分分析:1局)	☆☆☆	府管理25局(国設局2局を含む)で年間を通じて自動測定機による連続測定を行うとともに、府内1地点で成分分析を行いました。2012～2022年度の成分分析結果等を用いて、府内におけるPM2.5の構成成分の実態についてとりまとめました。 また、PM2.5の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づき、注意喚起を行う体制を整備・運用しました。	引き続き、PM2.5の常時監視を着実にを行い、濃度が高くなると予測される場合には、注意喚起を的確に実施し、より幅広く府民に周知します。	○			◎	
4-4	光化学オキシダント・VOC対策の推進	継続	光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進しました。 また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNOxやVOCの削減要請を行いました。	3 11	167	・VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC 届出排出量 9,000 トン／年(2020 年度)	・VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC届出排出量 8,300トン／年(2022年度)	☆☆☆	工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を行うとともに、光化学スモッグ発令時には緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行うことにより、長期的には、排出量は概ね減少傾向で推移しています。	引き続き、工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を着実に実施します。 また、光化学スモッグ発令時には、被害未然防止のため府民への周知を行うとともに、緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行います。		◎			◎
4-5	府有施設吹付アスベスト対策事業	継続	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	府有施設において使用されている吹付アスベストについて除去対策工事等を実施するとともに、空気環境測定による定期点検を実施しました。	3 11 12	76,298	・アスベスト除去対策工事等の実施 6施設 ・空気環境測定の実施 245箇所	・アスベスト除去対策工事等の実施 6施設 ・空気環境測定の実施 288箇所	☆☆☆	府有施設において使用されている吹付アスベストについて、アスベスト除去対策工事等及び空気環境測定により、石綿飛散防止対策を概ね事前の想定通りに実施しました。	引き続き、アスベスト除去対策工事等及び空気環境測定により、石綿飛散防止対策を的確に実施します。	○	◎		○	
4-6	アスベスト飛散防止対策等の推進	継続	府民の健康を守るため、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。	大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査や石綿濃度測定等を実施するほか、石綿事前調査結果報告システムや建設リサイクル法の届出情報を活用して事前調査の内容確認や届出対象規模未満の解体現場等の立入検査を行いました。 6月の「アスベスト飛散防止推進月間」においては、解体現場の府内一斉パトロールや、府民・事業者を対象としたセミナーを行うとともに、12月には、関係団体・国・市町村と「大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議」を開催し、アスベスト飛散防止対策の徹底に関する周知の取組について共有を図りました。 また、災害時のアスベスト飛散防止に係る措置について、HP等を通じて府民等への周知を行いました。	3 11 12	—	・解体現場等の立入検査 ・規模の大きい作業の石綿濃度測定(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施) ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催 【参考】2021年度実績 ・届出 133 件、立入検査等 463 件	・解体現場等の立入検査等624件 ・規模の大きい作業の石綿濃度測定 (分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所で実施) ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催・届出159件	☆☆☆	届出対象解体現場等のほか、条例届出対象規模未満の解体現場等へも石綿事前調査結果報告システム及び建設リサイクル法の届出情報を活用して立入検査を624件実施しました。 また、建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言(STOPアスベスト キックオフ宣言)の連名団体とともに、適正な石綿飛散防止対策について周知しました。	引き続き、解体現場等への立入検査を実施するとともに、「STOPアスベスト キックオフ宣言」の連名団体とともに、適正な石綿飛散防止対策の周知に努めます。	○	◎	○		
4-7	生活騒音に係るリスクコミュニケーション促進事業	新規	法令の規制のない生活騒音問題の未然防止、早期対応を図ること。	「生活騒音」は、原因がさまざま、また、個人により被害感が異なることから、対応する関係者間のリスクコミュニケーションが難しい。 そこで、一般の方や専門家(不動産関係者、弁護士など)向けに、騒音の基礎的事項と、その対応方法を示す、リスクコミュニケーションを支援するための手引書を作成しました。	3 11	4,845	・生活騒音に関する実態調査 ・一般の方と専門家向けのマニュアル等の作成	・関係機関等へのヒアリングやアンケートによる生活騒音の実態把握 ・生活騒音に係るリスクコミュニケーション支援ツール作成検討会の開催 3回 ・生活騒音に関わる方々に向けた手引書の作成	☆☆☆	関係機関等へのヒアリングやアンケートにより生活騒音の実態把握を行い、学識経験者等で構成する検討会、助言を受けながら、騒音に関する基礎的事項と生活騒音問題への対応方法を示す「くらしの騒音ハンドブック」を作成しました。	作成した手引書の周知や活用促進に取り組みます。				◎	
4-8	騒音・振動の防止	継続	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型枕材への代替などの対策の推進を働きかけました。 また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。	9 11	12,264	・自動車騒音モニタリング調査の実施 10町村域(自動車騒音に係る環境基準の達成率:93.3%(2020年度)) ・航空機騒音調査の実施(大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点) ・市町村研修会の開催 3回	・自動車騒音モニタリング調査を10町村域で実施(自動車騒音に係る環境基準の達成率:93.7%(2022年度)) ・航空機騒音調査の実施 大阪国際空港周辺では、5地点のうち3地点で環境基準を達成 関西国際空港周辺では、2地点全てで環境基準を達成 ・市町村研修会の開催 5回	☆☆☆	幹線道路沿道における生活環境保全目標の達成率は、90%台を概ね横ばいで推移しています。 航空機騒音の生活環境保全目標達成状況についても計画通り把握し、関係機関に対策を働きかけました。	引き続き、生活環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。		◎		◎	
4-9	沿道環境改善事業	継続	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善します。	11	0	・予定路線:国道170号、大阪中央環状線 等 【参考】2022年度実績 大阪中央環状線 等	・実施路線:なし		2023年度は補修にともなう低騒音舗装(排水性舗装)の実施はありませんでした。	引き続き、取組を継続します。		○			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGs ゴール	令和5年度 決算額 (千円)	令和5年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					②環境・社会・経済の統合的向上				
							取組指標	実績	評価			①中長期的 かつ 世界的な視野	外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
4-10	悪臭防止規制指導に関する市町村支援	継続	悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。	市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握しました。そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気指数規制等の規制内容の説明や悪臭苦情事例等の情報共有を行うことで、事務の処理方法や苦情の対応方法の習得を支援しました。	3 11	—	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回	☆☆☆	市町村職員対象の研修会をWEB開催し、適正な悪臭規制を推進するための支援を行うことができました。	引き続き、規制権限を持つ市町村への技術的支援の取組を継続します。		◎		○	
4-11	水質汚濁防止の事業所規制	継続	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。	3 6 9 11 14	4,807	・排水基準が適用される事業所、立入・採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所、立入検査を実施 【参考】2021年度実績 ・工場・事業所立入件数:282件、試料採取・分析件数:149件 うち33件について改善を指導	・排水基準が適用される事業所、立入・採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所、立入検査を実施 ・届出・申請のあった事業所、立入検査等を実施 【参考】2023年度実績 ・工場・事業所立入件数:328件、試料採取・分析件数:130件 うち17件について改善を指導	☆☆☆	懸案事業場を中心に立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	引き続き、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導に取り組みます。	○	◎		○	○
4-12	生活排水対策の推進	継続	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の汚濁負荷量の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の約7割を占める生活排水の汚濁負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等への技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に啓発活動を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。	3 6 11 14	—	・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 【参考】2021年度実績 パネル展示11か所 【参考】生活排水適正処理率 96.5%(2020年度末)	・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 6回 ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 9か所 ・生活排水適正処理率96.9%(2022年度末)	☆☆☆	生活排水適正処理率が向上しました。街頭啓発やパネル展示等により啓発活動を実施することができました。	生活排水の100%適正処理をめざし、市町村による一層の生活排水処理施設の整備促進に向けた技術的支援を引き続き行います。	○	○		○	○
4-13	浄化槽整備事業の推進	継続	生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、府費補助金を交付するなど、浄化槽整備を推進しました。	6	3,796	・浄化槽設置整備事業(個人設置型)11市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)5市 【参考】2021年度実績 ・個人設置型浄化槽11市町村にて実施 ・市町村設置型浄化槽5市にて実施	・浄化槽設置整備事業(個人設置型)11市町村 ・公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)5市	☆☆☆	浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。	引き続き、府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。	○	◎			○
4-14	総量削減計画の進行管理	継続	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。	COD、T-N、T-Pに係る第9次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。あわせて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水実態等についての調査や関係情報の収集・整理を行いました。	6 14	47	・2022年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。 【参考】 ・2020年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量 COD 42トン/日、T-N 44トン/日、T-P 2.7トン/日	・2022年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施。	☆☆☆	大阪湾に流入する負荷量が概ね減少傾向にあることを把握できました。	引き続き、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン」における負荷量の削減に向けた取組を進めるとともに、負荷量の把握を行います。	○	◎			◎
4-15	「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランの推進	一部新規	大阪湾流域の自治体等との関係機関や事業者、NPO等と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止や湾奥部における生物が生きやすい場の創出等を図ることにより豊かな大阪湾の創出をめざすこと。	「「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組を推進しました。また、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。さらに、大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。	6 12 14 17	12,758	・大阪湾の新たな保全・再生・創出活動を実践する団体を公募し、選定した団体の活動成果等を基に、活動のノウハウ集を作成・展開 ・湾奥部に設置している環境改善モデル設備のモニタリング ・大阪湾南部海域における栄養塩濃度管理手法検討シミュレーションの開発 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5回 【参考】2021年度のイベントへの出展回数 2回 ・大学や企業等と連携したモニタリングによる大阪湾の水質の状況把握	・「エコツーリズム」と「体験型環境学習」の2テーマについて、大阪湾の新たな保全・再生・創出活動を実践する団体を公募してモデル事業を実施し、選定した団体の活動成果等を基に、活動のノウハウ集を作成・公表 ・大阪湾沿岸をブルーカーボン生態系(藻場・干潟等)の回廊でつなぐ「大阪湾MOBA」リンク構想」を推進するため、兵庫県とともに「大阪湾ブルーカーボン生態系アライアンス(MOBA)」を設置 ・湾奥部に設置している環境改善モデル設備のモニタリングの実施 ・大阪湾南部海域における栄養塩濃度管理手法検討シミュレーションの開発 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5回	☆☆☆	「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランに基づき、民間企業やNPO法人などの様々な主体が、大阪湾における環境保全活動を企画実施するための情報をとりまとめた「豊かな大阪湾」保全・再生・創出活動推進「ノウハウ集」を作成しました。大阪湾での環境改善モデル事業の成果が把握できました。イベントの開催・出展により大阪湾の環境保全について啓発できました。	引き続き、大阪湾の水質状況等の把握に努めるとともに、藻場や干潟における保全・創出活動等を実施して「ノウハウ集」に反映し、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランの推進、環境保全の啓発に取り組みます。	○	◎		◎	
4-16	おおさか海ごみゼロプランの推進	継続	「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含め人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざし、大阪湾に流入するプラスチックごみの量を2030年度に2021年度比で半減させる目標を達成すること。	ごみの発生原因を踏まえた効果的な発生源対策や、まちや川、海岸における美化活動の活性化等を推進しました。	3 6 11 14 17	1,539	・河川流域の自治体で構成する協議会を活用した発生源対策の推進 ・楽しみながら参加したくなる美化活動の展開(「ごみ拾いdeながら運動」の活用等) ・大阪湾の海ごみの回収の推進(「海岸漂着物等対策事業」参照)	・河川流域の自治体で構成する協議会を活用して府内で開催されるイベント等に出席し、楽しみながら参加したくなる美化活動(「ごみ拾いdeながら運動」等)を通じて幅広い層への参加を呼びかけるなど、発生源対策を推進 ・大阪湾の海ごみの回収を推進(「海岸漂着物等対策事業」参照)。	☆☆☆	河川流域の自治体等で構成する協議会を活用し、発生源対策にかかる普及啓発や、「ごみ拾いdeながら運動」等を活用した美化活動を実施しました。	引き続き、効果的な発生源対策や、美化活動の活性化を推進していきます。	○		◎		◎
4-17	海岸漂着物等対策事業	継続	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。	漁業者と連携して海底ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに、河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査(個数・プラスチック組成)及び海岸に漂着したごみの組成調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	12 14 17	26,501	・河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査 2箇所 ・海岸の漂着ごみ等の組成調査 1箇所 ・市町村等の海岸漂着物等対策への補助 5団体 【参考】2022年度実績 ・市町村等の海岸漂着物等対策事業への補助 4団体 ・港湾管理者が回収した漂流ごみや海岸の漂着ごみ等の組成調査 (9～2月にかけて、府内8箇所 で14回実施)	・府内の河川4箇所において、マイクロプラスチックの実態把握調査を実施。 ・府内の海岸1箇所において、漂着ごみの組成調査を実施。 ・市町村等の海岸漂着物等対策への補助 5団体 ・機船船びき網漁船延べ134隻を使用して、漁場海中に浮遊しているゴミ(ビニールゴミ等)を回収・除去 ・小型機船底びき網漁船延べ300隻を使用して、漁場海底に堆積しているゴミ(空き缶等)を回収・除去 ・大阪府管理11漁港区域内の漂流物等(ビニール袋、空き缶等)を除去	☆☆☆	河川のマイクロプラスチックの実態把握調査や海岸の漂着ごみの組成調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	引き続き河川マイクロプラスチック実態把握及び漂着ごみ組成調査を実施し、効果的な発生抑制対策の推進に努めていきます。	○		◎		◎
4-18	大阪湾漁場環境整備事業	継続	水産生物の産卵や幼稚仔魚の育成、ブルーカーボンの蓄積の場として重要な藻場を創造・保全し、海域環境の改善を図ること。	「大阪府海域ブルーカーボン生態系ビジョン～藻場の創造・保全による豊かな魚庭(なにな)の海へ～」(2022年策定)に基づき、泉佐野市以南の大阪府南部海域において、海底に着底基質(ブロック)を設置し、ハード・ソフトが一体となった取組により藻場の創造・保全、魚介類の生育環境の向上を図りました。	13 14 17	99,206	・岬町沖に着底基質を設置	・岬町沖に着定基質を7基設置	☆☆☆	岬町の小島工区において、海藻の生える着底基質(ブロック)を設置しました。	引き続き、大阪湾の南部において藻場の創造・保全を進めていきます。	○				◎
4-19	流域下水道事業の推進	継続	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪府の下水道普及率は97%となり、水みらいセンター(下水処理場)や流域下水道幹線などの最終施設は概成していることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改築など下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図りました。また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。	3 6 12 14	36,798,852	・下水道普及率の向上 【参考】2021年度末現在 下水道普及率 96.9% ・施設整備内容 合流式下水道の改善 3箇所 下水処理機能の計画的な維持保全 44箇所 (うち、水みらいセンター12箇所、ポンプ場32箇所)	・下水道普及率の向上 【参考】2022年度末現在 下水道普及率 97.0% ・施設整備内容 また、施設整備については、当初計画どおり実施しました。	☆☆☆	2022年度末における下水道普及率は、前年度から0.1%増加し、97.0%となりました。また、施設整備については、当初計画どおり実施しました。	引き続き、下水道普及率の向上及び下水道の機能維持に取り組みます。					○

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGs ゴール	令和5年度 決算額 (千円)	令和5年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					②環境・社会・経済の統合的向上				
							取組指標	実績	評価			①中長期的 かつ 世界的な視野	外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
4-20	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、化管法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。 また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量と環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。	3 6 9 11 12	117	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。 【参考】 ・排出量等の届出件数 化管法 1,417 件、条例 1,215 件(2021 年度実績) ・環境リスクの高い化学物質の排出量 1.01 万トン(化管法対象物質 0.37 万トンを含む)(2020 年度実績)	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減 【参考】 ・排出量等の届出件数 化管法 1,411 件、条例 1,172 件(2023 年度実績) ・環境リスクの高い化学物質の排出量 0.93 万トン(化管法対象物質 0.36 万トンを含む)(2022 年度実績)	☆☆☆	事業者に対し化学物質の排出削減に向けた指導・助言を行うこと等により、環境リスクの高い化学物質の排出削減を促進しました。	引き続き、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行うことにより、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図ります。		◎	○	◎	
4-21	大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	継続	大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書の届出を求め、届出された計画書に沿って対策が行われていくよう立入検査等により指導を行いました。 また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供しました。	3 6 11 12	—	・届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導 【参考】2021 年度実績 ・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数 532 件(2021 年度までの累計) ・立入検査実施件数 38 件	・届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導 【参考】2023 年度実績 ・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数 545 件(2023 年度までの累計) ・立入検査実施件数 91 件	☆☆☆	届出対象事業所に対する計画書の進捗状況の調査や立入検査、消防部局への情報提供を行いました。また、届出対象規模未満の事業所に対して、業界団体を通じて、周知を行いました。	引き続き、事業者への対策推進の指導等を行うとともに、市町村消防部局に対する化学物質取扱情報の提供等を行います。		○		◎	
4-22	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	継続	化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組を推進すること。	化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催しました。	3 4 6 11 12	—	・化学物質対策に関するセミナーの開催 【参考】2021 年度実績 ・化学物質対策セミナー 1回開催(参加申込者数 538 人)	・化学物質対策に関するセミナーを開催 【参考】2023 年度実績 ・化学物質対策セミナー 1回開催(参加申込者数 380 人)	☆☆☆	セミナーを開催し、届出対象物質の改正や大規模災害に備えたリスク低減対策、リスクコミュニケーションの重要性等について最新情報を提供することができました。	引き続き、セミナーの開催等により、府民・事業者・行政のリスクコミュニケーションの推進に努めます。		○		◎	
4-23	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。 また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行いました。	3 6	159	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 【参考】2021 年度実績 ・形質変更届出件数 91 件 ・調査結果報告件数(法・条例・自主) 27 件	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 【参考】2023 年度実績 ・形質変更届出件数 63 件 ・調査結果報告件数(法・条例・自主) 44 件	☆☆☆	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。		◎		○	○
4-24	地盤沈下対策に係る規制指導	継続	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うことにより、地盤沈下を未然に防止すること。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施しました。 また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計15箇所の地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。	11	3,304	・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 ・地盤沈下量、地下水位の観測 15箇所 【参考】2021 年度末時点 ・工業用水法に基づく許可件数 77 件 ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,421 件	・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 ・地盤沈下量、地下水位の観測 15箇所 2023 年度末時点 ・工業用水法に基づく許可件数 81 件 ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,412 件	☆☆☆	許可に係る審査や報告徴収及び地盤沈下量の観測等により、地盤沈下の未然防止を図ることができました。	今後も許可に係る審査、報告徴収及び地盤沈下量の観測等を継続して行います。		◎		○	
4-25	大気汚染常時監視	継続	府内の大気の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	大気汚染自動測定機を整備するとともに、国設測定局の維持管理を受託し、大気汚染状況を継続的に監視して環境基準の適否を評価、公表しました。 光化学スモッグ注意報等の発令(予報:5回、注意報:4回)、周知を行いました。微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起が必要となる日は、ありませんでした。 また、PM2.5について成分分析を行い環境の現状を把握する他、有害大気汚染物質について、調査・分析を実施して汚染状況を把握し、アスベストについても大気中濃度を経年的に測定、公表しました。	3 11	144,392	・大気汚染常時監視27局(国設局2局を含む) ・PM2.5成分分析1地点 ・有害大気汚染物質モニタリング6地点 ・アスベスト環境モニタリング4地点	・大気汚染常時監視27局(国設局2局を含む) ・PM2.5成分分析1地点 ・有害大気汚染物質モニタリング6地点 ・アスベスト環境モニタリング4地点	☆☆☆	大気汚染常時監視局において、大気汚染物質濃度や微小粒子状物質濃度を常時監視しました。 また、有害大気汚染物質やアスベスト濃度を測定し、府域の状況を把握しました。	引き続き、大気汚染防止法等に基づき、大気汚染の状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。 さらに、高濃度時には、光化学スモッグ予報・注意報の発令や微小粒子状物質に係る注意喚起を行います。	○			◎	○
4-26	公共用水域常時監視	継続	公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。	河川及び海域における水質等の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。 地下水質の常時監視(概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査)を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。 環境省からの受託により、大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。	3 6 11 14	59,030	・河川(水質57地点、底質9地点) ・海域(水質15地点、底質5地点) ・地下水質(概況調査20地点、継続監視調査 38地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点)	・河川(水質57地点、底質9地点) ・海域(水質15地点、底質5地点) ・地下水質(概況調査20地点、継続監視調査 35地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点)	☆☆☆	水質測定計画に基づき、府域の公共用水域(水質・底質)及び地下水質を常時監視しました。	引き続き、水質汚濁防止法等に基づき、公共用水域及び地下水の水質を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○			◎	○
4-27	ダイオキシン類常時監視	継続	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握しました。	3 6 11 14	11,074	・大気6地点、河川水質・底質20地点、海域水質・底質5地点、地下水質6地点、土壌6地点	・大気6地点 ・河川水質・底質20地点 ・海域水質・底質5地点 ・地下水質6地点 ・土壌6地点	☆☆☆	国の地方行政機関の長並びに指定都市及び中核市の長と協議の上、府域の大気、水質・底質及び土壌のダイオキシン類濃度を常時監視しました。	引き続き、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質(水底の底質を含む)、土壌に係るダイオキシン類の汚染状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○			◎	○
4-28	公害審査会	継続	公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府内の紛争解決に取り組むこと。	公害審査会は、府民、事業者等からの公害紛争処理法に基づく調停申請に対応して、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めました。 また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が係属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行いました。	3 6 11	1,024	・公害紛争処理法に基づく申請に対応して、中立公正な立場から紛争の解決を図る。 【参考】(2022 年 12 月末現在) ・2022 年度 係属中 7件 終結 2件 新規受付件数 6 件	・公害紛争処理法に基づく申請に対応 【参考】(2024 年 3 月末現在) ・2023 年度 係属中 7件 終結 2件 新規受付件数 4件	☆☆☆	公害紛争処理法に基づく調停申請に対して、紛争の解決を図るため、迅速かつ適正に手続きを進め、9件のうち2件が終結しました。	調停制度の理解を深め、活用されることにより、公害被害を減少させ府民の生活環境の改善をめざします。		◎			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和5年度決算額(千円)	令和5年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
Ⅴ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進																
5-1	環境情報の発信	継続	ホームページやメールマガジンを通して、環境イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動を促進すること。	大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境等イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」を配信しました。 最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について、ホームページ上に速やかに公表するなど積極的に発信することで、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動の促進を図りました。	4 12 13 14 17	—	・メールマガジン「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」配信件数 8件	・メールマガジン「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」配信件数 12件	☆☆☆	概ね計画通りに配信しました。	今後もわかりやすいホームページの作成、内容の更新に努めるとともに、環境白書やパンフレット、関連イベントなどの各種媒体と関連付けながら、環境情報へのアクセスを効果的に増やす方法を検討していきます。	○			○	
5-2	環境教育等の推進	継続	府民・事業者等のあらゆる主体に対して環境教育を行うことにより、様々な環境問題への理解を促進し、環境配慮意識の向上を図ること。	「環境教育等行動計画」に基づき、学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、環境学習と環境保全活動を推進しました。また、大阪の環境教育等を取り巻く環境の変化を踏まえ、2024年3月に同計画を改定しました。	4 6 7 11 12 13 14 15 17	—	・府庁の各部局で取り組む環境教育出前講座等事業数 30事業	・府庁の各部局で取り組む環境教育出前講座等事業数 34事業	☆☆☆	出前講座等の事業は概ね想定通り実施しました。また、「環境教育等行動計画のあり方」の検討にあたり柱ごとに、取組の検証を実施しました。	引き続き「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進するとともに、「環境教育等行動計画のあり方」について、大阪府環境審議会において議論を行います。	○	◎		○	
5-3	府民協働推進事業	継続	地方公共団体、事業者、府民及び民間団体の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進すること。	大阪府環境基本条例に基づき設置している「豊かな環境づくり大阪府民会議」を運営し、会員相互の意見交換を促進するとともに、府民会議のネットワークを活用し、府民、団体、事業者等各主体の協働により、脱炭素社会、海洋プラスチックごみ問題等の環境の課題に対応した持続可能な社会の実現を図るため、様々な主体の連携、協働による各種事業を実施しました。 ・おおさか環境デジタルメディアコンテスト ・子ども環境交流サミット ・学生エコチャレンジミーティング ・環境交流促進事業	4 6 7 11 12 13 14 15 17	1,996	・おおさか環境デジタルメディアコンテストの開催 ・子ども環境交流サミット開催 1回 ・学生エコチャレンジミーティング開催 1回 ・環境交流促進事業 交流イベント開催 1回 ・ゼロカーボン・ダイアログ開催 2回	・おおさか環境デジタルメディアコンテストの開催 ・子どもエコクラブ交流会開催 1回 ・学生エコチャレンジミーティング開催 1回 ・ゼロカーボン・ダイアログ開催 1回	☆☆☆	事業を効率的に実施することにより、概ね想定通り実施しました。	引き続き、豊かな環境の保全と創造に資する取組を推進します。	○	◎		○	
5-4	環境データ「見る」「知る」「活かす」推進事業	継続	産学官連携による環境データのさらなる活用を進め、多様な主体や世代の交流・連携を促進し、府民の環境意識の向上を図り、行動変容を促すこと。	庁内部局と連携して環境データの新たな活用を検討するとともに、2021年度から2年間府が整備・運営した環境データ活用拠点で民間が実施するイベント等に環境データの活用事例等を提供し、これらの取組を広く情報発信しました。 また、府が2024年1月に公開した大阪府ダッシュボードのうち、環境分野のコンテンツ「大気・公共用水域常時監視測定結果」を作成し、グラフやマップを用いてわかりやすく情報発信しました。	2,3 4,6 7,8 9,11 12,13 14,15 17	—	・庁内部局と連携した環境データ活用検討 ・民間のイベント等への環境データ活用事例等の提供 ・SNSを通じた環境データ活用取組の情報発信	・環境データ活用に関する民間との連携と情報発信 2回 ・大阪府ダッシュボードでの「大気・公共用水域常時監視測定結果」の公開	☆☆☆	環境データからの学びを日々の生活に役立ててもらえるよう、民間団体が主催するイベント等に大気汚染常時監視測定結果をはじめとした環境データの提供等を行いました。また、新たに大阪府ダッシュボードでの情報発信を開始しました。	ダッシュボードのデータ追加など提供データの充実を図り、環境データの利活用を促進するとともに、2021年度から2年間府が整備・運営した環境データ活用拠点で民間が実施するイベント等に環境データの活用事例等を提供し、これらの取組を広く情報発信します。	○			◎	
5-5	笑働OSAKAの推進	継続	府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働により笑顔あふれる大阪を実現すること。	公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行ってもらい、地域コミュニティの活性化、地域への愛着を創出しました。	17	225	・笑働グッズの購入、配布(随時)によるアドプト団体への継続支援。	・グッズ(ゴミ袋・軍手)を購入、その他グッズとともに希望団体に配布	☆☆☆	アドプト団体の活動申込み/報告について、行政オンラインシステムでの受付を開始しました。これにより、府民・職員双方の事務手続きを省力化でき、既存団体の名義変更等の手続きの容易性も向上しました。	今後も受付システムのバージョンアップに努めるとともに、府民の皆さんに公共スペースなどの美化活動を通じて、地域に愛着を持っていただくよう、活動を支援していきます。	○				○
5-6	農業・農空間に関する活動への府民の参加促進	継続	農業の担い手が減少する中、企業や学生等の幅広い府民参加により、農業・農空間の持つ多様な機能の発揮促進を図ること。	府民が気軽に農空間での活動に参加できるよう、企業や学生、農空間保全団体等の多様な主体が参画する「おおさか農空間づくりプラットフォーム」を運営し、農空間の魅力や活動等に関する情報の発信、府民と地域のマッチングを支援しました。	4 7 17	1,996	・公式ポータルサイトやSNSを活用した情報発信力の強化 ・都市部での需要を喚起し、農空間への人流を促進 ・府民に農業・農空間に触れ合う機会を提供する取組への支援 ・企業と農空間保全団体等とのマッチングの推進	・「おおさか農空間づくりプラットフォーム」公式ポータルサイトやInstagramを活用した情報発信 ・都市部における農に親しむスポットの設置(1か所) ・郊外部での農業体験イベントの実施(2回) ・農空間保全団体等の交流会の実施(1回)	☆☆☆	公式ポータルサイトやSNSでの情報発信、農業体験イベントの開催等により、農業・農空間の魅力発信と農業・農空間に関する活動への府民の参加促進を図りました。	公式ポータルサイトやSNSでの情報発信、農業体験イベントの充実等により、引き続き、農業・農空間に関する活動への府民の参加促進を進めます。					○
5-7	「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進	継続	都市魅力の向上につなげる都市緑化を一層推進するため、部局連携による取組を進め、みどり豊かな魅力あふれる大阪の実現を図ること。	(内容) 市町村との連携や民間寄附の活用を図りながら、民間事業者や地域住民が取り組む緑化空間の整備を推進しました。 (主な事業) ・「みどりづくり推進事業(活動助成)」地域の緑化活動団体等が行う活動に対し助成しました。 ・「地域緑化推進事業」住民等が協働して行う植栽活動に対し、緑化樹を配付しました。 ・「みどりの風の道形成事業」みどりの風促進区域(※)で企業等が行う緑化に対し、植栽の経費等を補助しました。 (※)海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成をめざし、道路や河川などの公共空間と沿線民有地の一體的な緑化を進めるため、12 路線を指定した区域。 ・「豊かな緑陰形成等支援事業」府内各地での緑陰づくり等を促進するため、市町村による道路や公園などの公共空間での緑化整備・再生を支援しました。 ・マイツリー事業 府が管理する道路で、寄付者のメッセージ板を添えた樹木を植栽しました。	11 13 14 17	5,900	・みどりづくり推進事業(活動助成) 6件 ・地域緑化推進事業 2,500本配付 ・みどりの風の道形成事業 4地区 ・みどりの空間づくり事業 1箇所 ・マイツリー事業 50本植栽	・みどりづくり推進事業(活動助成) 1件 ・地域緑化推進事業 2,533本配付 ・みどりの風の道形成事業 2地区 ・マイツリー事業 20本植栽	☆☆	みどりづくり推進事業(活動助成)、みどりの風の道形成事業は取組指標を下回る結果となりました。また、マイツリー事業ではInstagramで広報を行うなど広報を強化しましたが、事業の財源となる各事業に対する寄附金額が計画を下回りました。地域緑化事業は府HP及び各種関係団体、業界紙等で事業PRを実施し、想定を上回ることができました。	地域緑化推進事業では、昨年度に刷新した募集チラシを引き続き活用し、事業認知度向上を目指します。みどりづくり推進事業では、制度内容の一部変更を検討します。				○	◎
5-8	アドプトフォレスト制度による企業の森づくり	継続	企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。	大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等間で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びました。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行いました。府は、協定を結ぶ際の調印式の実施や、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式等により、事業者等の新規参画や意欲向上を図りました。	15 17	—	・協定を結ぶ際の調印式、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式の実施 【参考】2022 年度末(予定) ・全体の活動地区数 22 市町村 ・全体の活動地区数 37 ヶ所 ・全体の参加団体数 39 団体	2023年度末 ・全体の活動地区数 39ヶ所 ・全体の参加団体数 40団体	☆☆☆	2023年度に協定期間の満期を迎える8社の協定を更新することで、活動の促進ができました。	事業者の参加の支援および参加事業者の活動継続・自立性の確保に努めます。	○			○	○
5-9	森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備・木材利用に対する技術的支援等	継続	国の森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備及び木材利用が円滑かつ確実に実施できるよう、府が市町村の支援等をする。	市町村に対し、森林整備に関する技術的支援や、木材利用を実施するために必要な情報提供、助言・指導を行いました。 森林整備に関する技術的支援においては、森林クラウドシステムを構築し、森林情報の一元化と市町村等の関係者間での情報共有体制を構築しました。 木材利用への支援に関しては、府内産木材(国産木材の一部利用も可)を活用して府有施設の内装木質化を実施することにより、市町村が事業検討・実施時に参考となるモデル事例を示しました。 また不特定多数の人が利用する民間施設について府内産木材による内外装の木質化等を支援し、木材を見て触れ感じる場の創出と利用促進による府内産木材の需要拡大を図りました。	12 13 15	124,360	・森林環境譲与税で森林整備を実施した市町村数【参考】2021 年度実績 22 市町村 ・森林環境譲与税で木材利用を実施した市町村数【参考】2021 年度実績 13 市町村	・森林環境譲与税で森林整備を実施した市町村数 2023 年度実績 22 市町村 ・森林環境譲与税で木材利用を実施した市町村数 2023 年度実績 20 市町村	☆☆☆	市町村への支援により、森林整備・木材利用に取り組む市町村が増え、22市町村で森林整備が実施され、20市町村で木材利用が実施されました。	引き続き、市町村の相談窓口を設置するとともに、森林整備の技術的支援や木材利用に関する研修などを通して、市町村による森林整備や木材利用の促進に努めます。	○	◎		○	◎

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和5年度決算額(千円)	令和5年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
5-10	都市緑化を活用した猛暑対策事業	継続	多くの人々が屋外で暑くても待たざるを得ないバス停等のある駅前広場などにおいて、暑熱環境の改善を図ること。	市町村や鉄軌道・バス事業者などが行う植樹等による緑化及び微細ミスト発生器などの暑熱環境改善設備の設置に対して助成しました。	11 13 15	684, 297	・市町村や鉄軌道・バス事業者などに対する補助【参考】2020～2023 年度で、150 箇所の補助	・駅前広場:24箇所 ・単独のバス停:34箇所	☆☆☆	市町村の他、バス事業者等の民間事業者に対して事業内容を周知した結果、応募数の増加がみられ、目標数をほぼ達成しました。	2024年度～2025年度の2か年について、多くの府民等の集まる駅前広場・駅周辺、観光スポットにて本事業を行うことで、より多くの人が暑熱環境の改善効果を受益できるように実施していきます。	○	○		◎	◎
5-11	建築物におけるヒートアイランド対策の促進	継続	優れたヒートアイランド対策の取組をした建築主及び設計者を顕彰し、建築物におけるヒートアイランド対策を促進すること。	府内の大規模な建築物(延べ面積2,000㎡以上)の新築等にあたり特に優れたヒートアイランド対策の取組をした建築主及び設計者を対象として、「おおさか気候変動対策賞」の特別賞(愛称:「涼」デザイン建築賞)を公募により選定しました。	7 9 11 13 14	—	・おおさか気候変動対策賞特別賞の選定	・おおさか気候変動対策賞特別賞の実施	☆☆☆	優れたヒートアイランド対策の取組をした建築主及び設計者を顕彰し、建築物におけるヒートアイランド対策を促進しました。	引き続き実施し、ヒートアイランド対策のさらなる促進をめざします。	○	○		○	○
5-12	府道緑化事業	継続	都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹の適切な維持管理を行い、安全安心で魅力的な道路環境整備を推進すること。	倒木にくい樹種への更新や樹木が健全に生育できる基盤づくりを行うことにより、地域に親しまれる緑陰づくり、安全安心で魅力的な街路樹空間を形成しました。また、定期的な点検により、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出を図りました。	11 13 15	973, 061	・街路樹の更新・補植 高木:204本 低木:6,621本	・街路樹の更新・補植 高木:171本 低木:5,298本	☆☆	街路樹の更新・補植について、高木、低木ともに取組指標を下回る結果となりました。街路樹の更新・樹木剪定・除草等の維持管理作業と合わせ、必要箇所の街路樹更新を実施し、適切な道路環境の維持管理を実施しました。	2020年3月作成の都市樹木再生指針(案)に基づき、老朽化・大木化した街路樹を中心に根上がり等の通行支障となる街路樹等の更新を継続して進めます。		○			○
5-13	美しい景観づくり推進事業	継続	「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導の実施や、景観資源の発掘及び情報発信等を通じて、良好な景観形成を図ること。	「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導を実施しました。また、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の実施、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、景観上優れた建物等を表彰する「大阪都市景観建築賞」の実施などを通じて、府民等の景観に対する関心づくりに取り組みました。	11	431	・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回 ・「大阪都市景観建築賞」の実施	・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回 ・「大阪都市景観建築賞」の実施	☆☆☆	年度当初に予定していた内容を実施し、景観に対する意識の醸成を図りました。	今後も引き続き、取組を継続します。					◎
5-14	ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト	継続	府民・事業者・来訪者の景観に対する関心を高め、府内全体の良好な景観形成を推進すること。	世界に誇れる大阪の魅力ある景観、きらりと光る個性豊かで多彩な大阪の景観を美しく眺めることのできる場所(ビュースポット)を一般からの募集により発掘し、「ビュースポットおおさか」として選定したものを発信するとともに、選定したビュースポットを活用した周遊促進事業を継続的に実施し、スポットに立ち寄り、景観を楽しんでいたいただける取組を実施しました。	11	967	・「第4回 ビュースポットおおさか」の実施	・「第4回 ビュースポットおおさか」の実施	☆☆☆	年度当初に予定していた内容を実施し、景観に対する意識の醸成を図りました。	今後も引き続き、取組を継続します。					◎
5-15	指定文化財等の保全・活用と次世代への継承	継続	府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心を育むこと。	府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。また、必要に応じて修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要の場合は補助事業として財政的支援を行いました。	11	11, 903	・文化財指定、登録の推進 ・文化財保存修理等の補助	・文化財指定、登録の推進 新指定2件 ・文化財保存修理等の補助 11件	☆☆☆	文化財指定、登録では概ね計画通りの成果(R5年度 新指定2件)を得ることができました。補助事業についても概ね計画通り(R5年度 11件)に文化財保存修理等の事業について補助を行いました。	引き続き指定、登録を推進し、修理等の補助事業を実施することにより、文化財の保存に努めます。	○				◎
5-16	環境影響評価制度	継続	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。	学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審査会を適切に運営しました。また、環境影響評価法等の対象事業について、環境影響評価図書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者に環境保全についての措置を講じよう求めました。	3 6 8 9 11 12 14 15	896	・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導 【参考】2022 年度実績(2022 年 12 月末現在) ・計画段階環境配慮書の審査 1事業 ・環境影響評価方法書の審査 3事業 ・事後調査報告書の縦覧 3事業	・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導 2023 年度実績(2024 年3 月末現在) ・計画段階環境配慮書の審査 1事業 ・環境影響評価方法書の審査 1事業 ・環境影響評価準備書の審査 1事業 ・事後調査報告書の縦覧 2事業	☆☆☆	事業者が作成するアセスメント図書等について、事前に指導を行いわかりやすい図書になるよう適切に指導するとともに、縦覧を行いました。	今後も引き続き、わかりやすいアセスメント図書を作成するよう事業者に対し指導するとともに準備書等の審査を適切に行います。	○	◎	○	○	○
5-17	関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進(広域環境保全)	継続	関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組や府県を越えた鳥獣保護管理の取組等の広域的な環境保全の対策を推進すること。	地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な関西の実現をめざすため、「脱炭素社会づくりの推進」、「自然共生型社会づくりの推進」、「循環型社会づくりの推進」、「持続可能な社会を担う人育ての推進」の取組を実施しました。	2 4 7 8 9 11 12 13 14 15 17	15, 056	広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組を進める。 (脱炭素社会づくりの推進) ・住民・事業者啓発 ・次世代自動車普及促進 ・再生可能エネルギーの導入促進 (自然共生型社会づくりの推進) ・生物多様性に関する情報の共有及び流域での取組による生態系サービスの維持・向上 ・関西地域力ファウ広域管理計画の推進 ・広域連携による鳥獣被害対策の推進(循環型社会づくりの推進) ・3R等の統一取組の展開(持続可能な社会を担う人育ての推進) ・人材育成施策の広域展開	広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組を実施 (脱炭素社会づくりの推進) ・地球温暖化対策の推進 (自然共生型社会づくりの推進) ・関西地域力ファウ広域保護管理計画の推進 ・ニホンジカ等の広域的な鳥獣対策の推進(循環型社会づくりの推進) ・プラスチックごみ削減に向けた取組の推進(持続可能な社会を担う人育ての推進) ・地域特性を活かした交流型環境学習の推進 ・若者参画による環境学習プログラムの推進 ・環境・経済・社会のつながり創生に向けた交流の推進	☆☆☆	当初の計画通り、関西広域環境保全計画(第4期)を策定し、概ね計画通り、各分野における広域的な取組が進められました。	作成した情報集や利活用マニュアルを、研修会などを通じて構成府県市や事業者等に周知し、今後の施策に活用いただけるよう取り組みます。	○	○	◎	◎	○
5-18	関西広域連合におけるプラスチック対策の推進(プラスチック対策検討会)	継続	「プラスチックごみ対策の先進地域・関西」の確立をめざし、関西広域での取組を進め、地域創生につなげること。	プラスチック代替品の普及に向けた取組事例や課題への対応策などを盛り込んだ情報集や、プラスチックごみ散乱状況推計モデル及び利活用マニュアルの更新を行うとともに、それらの利用拡大を図るために自治体や事業者向けの研修会等を開催しました。また、構成府県市や事業者団体等の活動の促進に資する情報共有を行うため、プラットフォームを運営しました。	4 8 9 11 12 14 17	2, 289	以下の取組を進める。 ・プラスチック代替品の普及に資する情報集やプラスチックごみ散乱状況推計モデル・利活用マニュアルの更新 ・研修会の開催(2回) ・プラスチック対策プラットフォームの開催(3回)	・プラスチック代替品の普及に資する情報集やプラスチックごみ散乱状況推計モデル・利活用マニュアルの更新 ・研修会の開催(2回) ・プラスチック対策プラットフォームの開催(3回)	☆☆☆	2020年度から2022年度にかけて実施したプラスチック代替品の普及可能性調査及びプラスチックごみ散乱状況の把握手法等調査の成果品である情報集、マニュアルを更新しました。また、その利用拡大を図り、プラスチック代替品の普及に係る事業者や自治体の取組、陸域の散乱ごみの削減に係る自治体等の取組を促進するため、事業者自治体向けの研修会を開催しました。プラットフォームでは、関係各主体とプラスチックごみ抑制に向けた有益な情報を共有・発信・意見交換し、広域環境保全局と共催で関西プラスチックごみゼロ・食品ロス削減シンポジウムを開催しました。概ね計画通り、各取組が進められました。	研修会の内容や広報手法のさらなる工夫等により、様々な関係者の参加を促し、成果品の利用拡大による多様な主体の活動促進に取り組めます。	◎	○	◎	○	○